

国内における地球温暖化対策のための
排出削減・吸収量認証制度
(J-クレジット制度)
実施規程
(プログラム型プロジェクト用)

Ver. 1.6

2026 年 11 月 xx 日

目次

第1章	総則	1
1.1	目的	1
1.2	用語の定義	1
1.3	本実施規程の構成.....	2
1.4	国際規格への準拠.....	3
1.5	基本文書一覧.....	4
第2章	プログラム型プロジェクト実施に係る一般的要求事項	5
2.1	手続の流れ	5
2.2	プログラム型プロジェクト又は個別活動が満たすべき要件.....	5
2.3	役割と責任	22
2.4	データ管理	22
2.5	クレジットの二重認証及び環境価値の二重主張の禁止	23
2.6	約款への合意.....	25
第3章	プログラム型プロジェクトの計画に係る要求事項及び手続.....	26
3.1	必要な手続	26
3.2	方法論の選択.....	26
3.3	プロジェクト計画書の作成.....	27
第4章	プログラム型プロジェクトの登録に係る要求事項及び手続.....	34
4.1	必要な手続	34
4.2	妥当性確認	34
4.3	プロジェクト登録の申請.....	36
第5章	モニタリングに係る要求事項及び手続.....	37
5.1	必要な手続	37
5.2	モニタリングの実施.....	37
5.3	モニタリング報告書及び個別活動実績報告リストの作成	37
第6章	認証に係る要求事項及び手続	39
6.1	必要な手続	39
6.2	認証の要件	39
6.3	検証	40
6.4	認証の申請	42
6.5	登録情報の変更又は計画変更を伴う場合	42
第7章	クレジットの移転に係る要求事項及び手続	46
7.1	必要な手続	46
7.2	口座の開設	46

7.3	クレジット移転	46
第 8 章	森林分野の方法論に基づくプロジェクトに係る特別措置	47

第1章 総則

1.1 目的

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施規程（プログラム型プロジェクト用）（以下「本実施規程」という。）は、J-クレジット制度において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定められているプロジェクトの要件及び手続の流れに基づき、プログラム型プロジェクトを実施する際の要求事項及び従うべき具体的な手続について定めるものである。

1.2 用語の定義

プログラム型プロジェクトとは、一定の追加的要件（詳細は本実施規程 2.2.10 にて後述する。）を満たす排出削減・除去・吸収活動（以下「個別活動」という。）を複数取りまとめて 1 つのプロジェクトとし、個別活動を随時追加することができるタイプのプロジェクトである。

個別活動を取りまとめ、プログラム型プロジェクトを適切に運営・管理する者を、プログラム型運営・管理者という。

個別活動を実施する者（具体的には、各方法論に定める主要排出活動、除去活動又は吸収活動に係る設備、物資、サービス、土地、不動産等を管理し活動を実施する者を指す。）を、会員という。

このほか、本実施規程で使用する用語の定義は、実施要綱に定めるもののほか、次の定義に従うものとする。

用語	定義
経済的障壁	個別活動を実施することに伴う投資費用の負担又はランニングコストの増加等により個別活動の実施を妨げる事情
一般慣行障壁	技術に対する認知度の不足、業界特有の商慣行の存在等により個別活動の実施を妨げる事情
更新プロジェクト	プロジェクト実施前（個別活動実施前）に存在する設備の全部又は一部に代わって排出削減・除去に寄与する新しい設備を導入する個別活動
新設プロジェクト	設備を導入する個別活動のうち、更新プロジェクト以外の個別活動
標準的な設備	新設プロジェクトを開始する時点で選定される可能性が高い標準的な設備
排出削減・除去・吸収見込み量	プロジェクト計画書の作成時に試算する排出削減・除去・吸収量の想定値

影響度	排出削減・除去見込み量に対する排出量の割合
MRV 支援システム	プロジェクト実施者の利用申請に基づき、指定の方法論のプロジェクトについてモニタリング報告書・認証申請書・排出削減活動リストの作成と、審査機関の検証実施のための情報提供や一部検証報告書項目の入力に対する支援を行うシステム
MRV 支援システム 運営者	制度管理者（関係省庁）（以下「制度管理者」という。）の認定を受けて MRV 支援システムの運営・管理を行い、MRV 支援システムを用いたプロジェクトの検証時には、プロジェクト実施者とともに審査機関に対して情報の提供を行う者

1.3 本実施規程の構成

本実施規程の構成は、以下のとおりである。

第 1 章 総則
目的や引用規格等について示す。
第 2 章 プログラム型プロジェクト実施に係る一般的要求事項
プロジェクト実施に当たりプログラム型運営・管理者や会員に求められる一般的な要求事項及び手続の流れについて示す。
第 3 章 プログラム型プロジェクトの計画に係る要求事項及び手続
プログラム型運営・管理者がプロジェクト計画書を作成する際の要求事項及び手続を示す。
第 4 章 プログラム型プロジェクトの登録に係る要求事項及び手続
プログラム型運営・管理者がプロジェクト登録の申請を行う際の要求事項及び手続を示す。
第 5 章 モニタリングに係る要求事項及び手続
プログラム型運営・管理者がモニタリングを行う際の要求事項及び手続を示す。
第 6 章 認証に係る要求事項及び手続
プログラム型運営・管理者が認証の申請を行う際の要求事項や手続を示す。
第 7 章 クレジットの移転に係る要求事項及び手続
プログラム型運営・管理者又は会員がクレジットの移転を行う際の要求事項及び手続を示す。
第 8 章 森林分野の方法論に基づくプロジェクトに係る特別措置
森林分野においてプログラム型プロジェクトの登録を認めている方法論に基づくプロジェクトを実施する場合の追加的な要求事項を示す。
施行日
改定履歴

1.4 国際規格への準拠

本実施規程は、プロジェクトレベルでの排出削減量の算定・報告に関する国際標準である ISO 14064-2:2019 に準拠して作成している。

- ISO 14064-2:2019 温室効果ガス — 第二部:プロジェクトにおける温室効果ガスの排出量の削減又は吸収量の増加の定量化、モニタリング及び報告のための仕様並びに手引 —

本実施規程においては、下記のように、ISO 14064-2:2019 の要求事項及び J-クレジット制度において追加的に要求される事項を、プログラム型運営・管理者及び会員が満たすべき要求事項として本文に記載し、各要求事項に対する補足説明を点線枠内に記載している。

また、一部のプロジェクトに対する追加的な要求事項や手続については、二重線枠内に記載している。

(例)

X.X 見出し

本文 (※プログラム型運営・管理者が満たすべき要求事項や実施すべき手続)

(例) □□□を実施する場合、△△△に従わなければならない。(※下線部分については、以下の点線枠内に解説等を記載)

(1) □□□

※本文中の下線部分に対応する事項に関する補足説明等

(2) △△△

※本文中の下線部分に対応する事項に関する補足説明等

<一部のプロジェクトに対する追加的な要求事項・手続>

一部のプロジェクトに対する追加的な要求事項・手続を二重線枠内に記載

【(例) 森林分野の方法論に基づくプロジェクトを行う場合のみ参照】

本文 (※上記に該当するプログラム型運営・管理者が追加で満たすべき要求事項や実施すべき手続)

(例) ○○○を実施する場合、■■■■に従わなければならない。(※下線部分については、以下の点線枠内に解説等を記載)

(イ) ○○○

※本文中の下線部分に対応する事項に関する補足説明等

(ロ) ■■■■

※本文中の下線部分に対応する事項に関する補足説明等

1.5 基本文書一覧

Jークレジット制度における文書類は以下のとおりである。このうち、プログラム型プロジェクト及び個別活動を実施する上で従うべき要件を定めた基本文書は以下の①、②（プログラム型プロジェクト用）、③、⑤である。

	文書名		規定内容	利用者
①	実施要綱		Jークレジット制度の基本的方針及び原則、各種委員会等の業務並びにJークレジット制度を利用する者が従うべき要件及び手続を定めるもの	プロジェクト実施者※ 審査機関 等
②	実施 規程	プロジェクト 実施者向け	プロジェクト実施者がプロジェクト計画書の作成から排出削減・除去・吸収量の認証までの一連の手続において満たすべき要件を定めるもの	プロジェクト 実施者
		プログラム型 プロジェクト用	プログラム型プロジェクトの実施に係るプロジェクト計画書の作成から排出削減・除去・吸収量の認証までの一連の手続において満たすべき要件を定めるもの（本文書）	プログラム型 運営・管理者 及び会員
		審査機関向け	審査機関が妥当性確認及び検証において、満たすべき要件を定めるもの	審査機関
③	モニタリング・算定規程		方法論に定められたモニタリング項目ごとに、従うべき具体的なモニタリング方法を定めるもの	プロジェクト 実施者※
④	方法論策定規程		方法論の策定に必要な要件及び策定手続を定めるもの	方法論策定者
⑤	方法論		排出削減・除去・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・除去・吸収量の算定方法、モニタリング方法等を定めるもの	プロジェクト 実施者※
⑥	約款	プロジェクト実 施者向け	プロジェクト実施者が、制度管理者との関係で契約の形で①,②,③,⑤の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	プロジェクト 実施者
		プログラム型運 営・管理者向け	プログラム型運営・管理者が、制度管理者との関係で契約の形で①,②,③,⑤の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	プログラム型 運営・管理者
		審査機関向け	審査機関が、制度管理者との関係で契約の形で①,②の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	審査機関

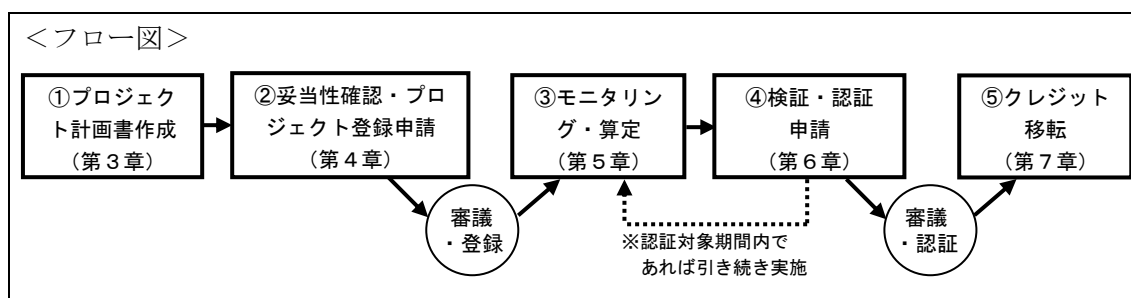
※プログラム型プロジェクトのプログラム型運営・管理者及び会員を含む。

第2章 プログラム型プロジェクト実施に係る一般的要求事項

2.1 手続の流れ

プログラム型運営・管理者が従うべき手続の流れは以下のとおり。

- ① プロジェクト計画書の作成
- ② 妥当性確認・プロジェクト登録の申請
(審議・登録)
- ③ モニタリング・算定
- ④ 検証・認証の申請
(審議・認証)
- ⑤ クレジットの移転



2.2 プログラム型プロジェクト又は個別活動が満たすべき要件

プログラム型プロジェクト又は個別活動は、実施要綱 3.1.3 の規定に準じる次の要件を、

2.2.1 以下に定める通り満たさなければならない。

- ① 日本国内で実施されること
- ② プログラム型プロジェクトにおいて取りまとめられることに会員が合意した日（以下「入会申込日」という。）の2年前の日以降に実施されたものであること（ただし森林分野においてプログラム型プロジェクトの登録を認めている方法論に基づく個別活動及び実施要綱 Ver.3.1 の有効期限以前が入会申込日である個別活動を除く）
- ③ 認証対象期間に関する実施要綱 1.6 の規定に合致していること
- ④ 類似制度又は本制度において、同一内容の排出削減・除去・吸収活動が登録されていないこと
- ⑤ 追加性を有すること
- ⑥ 本制度で承認された方法論に基づいて実施されること
- ⑦ 環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること
- ⑧ 妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること
- ⑨ （方法論が定める場合のみ）永続性担保措置が取られていること
- ⑩ その他プログラム型プロジェクトに求められる追加的要件を満たしていること

2.2.1 日本国内で実施されること

本制度の対象となる個別活動は、日本国内で実施されるものでなければならず、海外で実施されるものは対象外とする。

2.2.2 入会申込日の 2 年前の日以降に実施されたものであること（ただし森林分野においてプログラム型プロジェクトの登録を認めている方法論に基づく個別活動及び実施要綱 Ver.3.1 の有効期限以前が入会申込日である個別活動を除く）

本制度の対象となる個別活動は、入会申込日（プログラム型プロジェクトにおいて取りまとめられることに会員が文書にて合意した日。当該プロジェクトの登録の申請があった日以降でなければならない）の 2 年前の日以降に実施されたものであり、それより前に開始された取組は対象外とする。ただし、森林分野においてプログラム型プロジェクトの登録を認めている方法論に基づく個別活動、及び実施要綱 Ver.3.1 の有効期限以前が入会申込日である個別活動については、この限りでない。

（1）入会申込日の 2 年前の日以降に実施

個別活動が実施された日は、温室効果ガス排出量の削減又は温室効果ガスの除去をもたらす活動が実質的に開始された日とする。例えば、設備の導入を伴う個別活動の場合、設備が最初に稼働した日とする。ただし、リース契約に基づく設備の導入を伴う個別活動の場合は、リース契約の開始日とする。

なお、森林分野においてプログラム型プロジェクトの登録を認めている方法論に基づく個別活動については、日本国温室効果ガスインベントリに計上される吸収量の増大に資する観点から、各方法論において算定対象となる活動の内容と時期が規定されているため、本要件は適用しない。

「入会申込日」は、プログラム型プロジェクトとして登録申請を行った日（※）以降で、当該プロジェクトにおいて取りまとめられることに文書にて合意し、個別活動実績報告リストに記載した入会申込日を指す。その 2 年前の日以降に実施された個別活動が本制度の対象となる。

※ プロジェクトで適用する方法論を追加する計画変更を行って再妥当性確認を受けた場合、追加した方法論に基づく個別活動については、「プログラム型プロジェクトとして登録申請を行った日」を、再妥当性確認を経て再登録の申請を行った日と読み替えること。

2.2.3 認証対象期間に関する実施要綱の 1.6 の規定に合致していること

本制度の対象となる個別活動における認証対象期間の考え方は、プロジェクトについての実施要綱 1.6 の規定に合致していることが求められる。ただし、実施要綱における「プロジェクト登録の申請のあった日」は「入会申込日」と読み替えること。なお、プログラム型プロジェクトにおいては、個別活動ごとの認証対象期間と、それらの和集合となるプログラ

ム型プロジェクト全体の認証対象期間とが存在する。

なお、実施要綱 1.6 に規定される認証対象期間の延長のうち、ベースライン再設定による個別活動ごとの認証対象期間の延長を実施する場合、プログラム型運営・管理者はプロジェクト計画変更届を審査機関に提出し、必要に応じて再妥当性確認を受けなければならない（プロジェクト計画変更に係る手続きは本実施規程 6.5 を参照）。また、これらの手続きを経て行うプロジェクト計画変更届の制度管理者（関係省庁）（以下「制度管理者」という。）への提出は、個別活動ごとの延長前の認証対象期間の終了日の 1 年前の日以降、本実施規程 6.4 に定める認証申請の期日まで実施することができる。J-クレジットの認証に係る検証申請と併せて、ベースライン再設定による個別活動ごとの認証対象期間の延長に係るプロジェクト計画変更届を提出する際、当該検証を経た認証申請日が、延長前の認証対象期間の終了日を基準として 1 年前の日から、本実施規程 6.4 に定める期日までのいずれかの日となる。このようなベースライン再設定による個別活動ごとの認証対象期間の延長を、同一のプログラム型プロジェクトにおいて複数回行う場合、計画変更届の提出（及び必要に応じた再妥当性確認の受審）は初回のみ行うこととする。

ベースラインの再設定に際しては、方法論の設計ごとに以下のとおり行う。

（１）ベースラインの「設備」や「燃料種」を想定する方法論

省エネルギー分野の方法論や再生可能エネルギー熱を利用する方法論等、ベースライン排出量の算定に際して「設備」や「燃料種」を想定する方法論においては、当該方法論における「新設プロジェクト」の考え方に従い、当該時点における標準的な設備を想定する。想定した標準的な設備に由来する排出量と比較して、プロジェクト実施後排出量の方が小さい場合には、当該個別活動の認証対象期間を延長することが認められる。

なお、当該時点とは、ベースライン再設定により延長する前の当該個別活動の認証対象期間の終了日を基準として、前後 1 年以内とする。

（２）系統電力の代替を行う方法論

再生可能エネルギー発電設備を導入する方法論等、系統電力の代替を行う方法論においては、ベースラインの再設定に際しても引き続き、プロジェクトを実施した時期に対応する期間における系統電力の排出係数を適用してベースライン排出量及び排出削減量を算定することとする。

（３）二酸化炭素の回収及び貯留・固定化を行う方法論

大気中や化石燃料・バイオマスの燃焼から二酸化炭素を回収し、貯留・固定化することで排出削減や除去を行う方法論においては、ベースラインの再設定に際しても引き続き、プロジェクトが実施されなかった場合の貯留・固定量を適用してベースライン排出・除去量及び排出削減・除去量を算定することとする。

(4) ベースラインの再設定が困難な方法論

新設プロジェクトを想定していない方法論等、ベースラインの再設定が困難な方法については、以下のとおり対応する。

① 公的な統計・調査等に基づき合理的にベースラインの再設定ができる場合

政府や業界団体等が実施した統計・調査等に基づき、当該時点におけるベースラインの「設備」や「燃料種」、「エネルギー消費効率」等が合理的に設定でき、かつ、当該設定に基づく排出量と比較して、プロジェクト実施後排出量の方が小さい場合には、当該個別活動の認証対象期間を延長することが認められる。

なお、当該時点とは、ベースライン再設定により延長する前の当該個別活動の認証対象期間の終了日を基準として、原則前後1年以内とする。

②①によってもベースラインの再設定ができない場合

①によってもベースラインを合理的に設定することができない場合には、個別活動の認証対象期間を延長することは認められない。

(1) ベースラインの「設備」や「燃料種」を想定する方法論

<EN-S-001（ボイラーの導入）の例>

EN-S-001（ボイラーの導入）では新設プロジェクトにおけるベースライン（標準的な設備）を次のとおり想定している。

①設備群：化石燃料を使用するボイラー

②設備の特定：設備稼働時までに都市ガス又はLNGのパイプラインが敷設された場合には都市ガス又はLNGを、敷設されていない場合にはLPGを燃料とする、プロジェクトで使用するボイラーと同等規模のボイラー

③設備効率の特定：申請時点で販売されている複数（原則として3つ以上）の設備を選定し、その設備のカタログ値の平均

例えば、都市ガスのパイプラインが敷設されている事業所で、古くから使用していたA重油ボイラーから都市ガスボイラーXへ更新する個別活動において、ベースライン再設定による認証対象期間の延長を行う場合、新たなベースラインの設備及び燃料種は「都市ガスボイラー」と特定される。仮に当該時点で販売されている同等のボイラーにおける設備効率の平均が95%と特定された場合、「設備効率95%の都市ガスボイラー」が新たなベースラインとなる。このため、「設備効率95%の都市ガスボイラー」に由来するベースライン排出量と比較して、都市ガスボイラーXのプロジェクト実施後排出量が小さい場合に、当該個別活動は認証対象期間の延長が認められる。

(2) 系統電力の代替を行う方法論

再生可能エネルギー発電設備を導入する方法論等の場合、ベースライン排出量は、個別活動を実施した時期に対応する期間における系統電力の排出係数を適用して算定する。これは、常にベースライン排出量の見直しを実施していることと等しいと考えられることから、これらの方法論においては、ベースライン再設定による個別活動の認証対象期間の延長に際しても、引き続き同様のベースラインの設定方法を適用する。

なお、本制度においては 2 つ以上の方法論を組み合わせるプログラム型プロジェクトを実施することも認められているが、認証対象期間が適用されない方法論（EN-S-040、AG-004 等）については、他の方法論と組み合わせてはならない（認証対象期間が適用されない方法論同士を組み合わせることもできない）。

2.2.4 類似制度又は本制度において同一内容の活動が登録されていないこと

プログラム型運営・管理者が本制度に登録するプログラム型プロジェクトにおいて取りまとめようとする排出削減・除去・吸収活動が、他の類似制度又は本制度にも登録されている場合、それを取りまとめて個別活動とすることはできない。同一内容の排出削減・除去・吸収活動とは、同一の設備（ボイラー、空調設備、照明設備、太陽光発電設備等）による排出削減活動や、同一の林分の再造林活動が典型例となる。

(1) 他の類似制度

他の類似制度としては、例えば、以下があげられる。

- グリーン電力証書
- グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度
- 地方公共団体が実施する CO₂ 排出削減・吸収量認証制度

プログラム型運営・管理者は、原則として自ら個別活動の二重登録・認証を回避するための方策を講じなければならないが、プログラム型プロジェクト間での二重登録等、確実な確認が難しい場合には次の通り、制度管理者による重複認証を排除するための確認作業への協力（制度管理者が求める情報の提出を含む）を通じて二重登録・認証がなされていないことを示さなければならない。

(1) 他の類似制度との間での確認

プログラム型運営・管理者が認証申請を行う際に、対象となる個別活動が、他の類似制度でも登録・認証されている懸念について制度管理者から通知を受けた場合、プログラム型運営・管理者は事実関係を確認し、結果を制度管理者及び審査機関に対して報告しなければならない。

（２）本制度のプロジェクト間での確認

制度管理者が実施する本制度のプロジェクト間での重複認証の確認の際に、対象となる個別活動が、本制度の別プロジェクトでも登録・認証されている懸念について制度管理者から通知を受けた場合、プログラム型運営・管理者は以下の対応をとらなければならない（自らの認証申請に伴い通知を受けた場合だけでなく、他者の認証申請に際して通知があった場合であっても、対応しなければならない）。

1. 事実関係の確認を行う。
2. 実際に重複していた場合、当該活動がどのプロジェクトに帰属するのか、プログラム型運営・管理者間、又はプログラム型運営・管理者と会員との間で協議、決定する。
3. 1.2.の結果について制度管理者及び審査機関に対して報告する。

2.2.5 追加性を有すること

各個別活動における追加性の有無については、経済的障壁の有無によって評価する。ただし、方法論において評価の方法を別途定めている場合は、それに従う。また、方法論において追加性の評価は不要とされている場合は、個別活動ごとに追加性の評価を行わなくても、追加性を有するものとみなす。

なお、法令で義務付けられている設備の導入等による排出削減・除去・吸収活動は、追加性を有していないため、本制度の対象となる個別活動とすることはできない。

（１）経済的障壁を有することの判断基準は以下のとおり。

①設備の導入を伴う個別活動

導入する設備の投資回収年数が 3 年以上であること又は個別活動の実施前後でランニングコストが増加すること。

投資回収年数は、原則、次式により算定する。

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{設備投資費用} - \text{補助金額}}{\text{年間のランニングコスト削減額}} \geq 3$$

投資回収年数やランニングコストの算出においては、以下の点に留意すること。

- ・ 原則、設備投資ごとに評価を行うこと。
- ・ 設備導入に対する補助金の交付を受けた場合には、その金額を設備費から減じること。
- ・ 入会申込日時時点で既存設備を第三者に売却していた場合は、売却益を設備費から減じること。

- ・ 個別活動の実施に直接的に関係するもののみを評価対象に含めること。
- ・ 算定に用いる金額は、原則、契約金額を用いること。
- ・ 個別活動実施前の燃料・電力単価は、下記のいずれかを用いること。
 一個別活動開始前の直近 1 年間の平均購入単価
 一個別活動開始時点で新たに燃料・電力を購入しようとした場合の単価（燃料・電力会社が一般に公表している単価等）
- ・ 個別活動実施後の燃料・電力単価は、個別活動実施直後の購入契約単価を用いること。
- ・ ランニングコストの削減額を評価する際には、個別活動の実施前後で同等の活動量を想定すること。
- ・ 方法論 EN-R-002（太陽光発電設備の導入）、EN-R-008（風力発電設備の導入）において、追加的な設備投資の実施によって個別活動を取りまとめる場合、「設備投資費用」には当該追加的な設備の設備費用が、「年間のランニングコスト削減額」には、①太陽光発電設備導入前のランニングコストと②追加的な設備投資後のランニングコストの差額が、それぞれ該当する。

② 設備の導入を伴わない個別活動

個別活動の実施前後でランニングコストが増加すること。ランニングコストの算出においては、本実施規程 2.2.5（1）①に定める事項に留意すること。

③ 森林分野の方法論に基づく個別活動

各方法論の規定によること。

（1）投資回収年数

投資回収年数は、原則、設備投資ごとに評価を行う。ただし、以下のように、個別活動による削減効果が複数の方法論、設備又は会員等にまたがっており一体不可分な場合は、一体として投資回収年数の評価ができる。

① 複数の方法論にまたがる設備導入を行う際に、技術的な連携がある場合

（技術的連携の有無の判断の具体例）

- ・ 稼働量が一定とならない再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備と、不足する熱量を補うボイラー等熱源設備を同時に導入する個別活動のように、一方の設備の稼働に対してもう一方の設備の稼働が必要不可欠である場合は、技術的連携があると考えられる。
- ・ 空調と照明を同時に導入する個別活動のように、同じ敷地や建屋内に同時に設置する設備であっても、それぞれが独立して稼働し、影響を及ぼしあわない場

合は技術的連携がないと考えられる。

② 複数の設備の導入を行う際に、技術的な連携がある場合

(技術的連携の有無の判断の具体例)

- ・共通の生産プロセス用の熱源として 5 台のボイラーを導入する個別活動において、1 台目の導入時点で 5 台分の燃料供給設備等の投資を行い、2 台目以降は設備本体のみの投資となる場合は、ボイラー 5 台の導入と燃料供給設備等の導入は技術的な連携があると考えられる。
- ・一方、同様に 5 台のボイラーを導入する個別活動であっても、共通の生産プロセスに用いられず物理的に独立している場合は、技術的な連携はないと考えられる。

③ 会員以外の者がイニシャルコスト又はランニングコストを負担している場合

(具体例)

- ・街路灯を更新する個別活動において、会員である地方公共団体がイニシャルコストを負担しているが、ランニングコストは管理組合が負担している場合。
- ・バイオマスペレットを使用する個別活動において、会員はペレット使用者であるが、ペレット供給者の負担によってペレット使用者のコストが小さくなっているような場合。

(2) 個別活動の実施に直接的に関係するもの

- ・個別活動の実施と直接的に関係する設備投資費用には以下のものが想定される。
- ・個別活動と直接関係がない範囲を含む場合は、合理的根拠により按分することが必要。ただし、按分が不可能な場合については、追加性の評価が有利にならないように算定を行うこと。

設備投資費用に含める範囲の例

費目	具体例
設備費	・ 設備取得費
付帯設備費	・ 燃料投入装置 ・ 燃料タンク ・ 制御・操作盤 ・ 受変電設備 ・ 計量器（モニタリング用） ・ モニター（エネルギー消費量の把握に必要なものに限る） ・ 配管、配電線
設置・補修工事費	・ 設置工事費（原則、設備投資費用を計上する設備及び付帯設備の設置に対するもの） ・ 補修工事費（設備設置に必要不可欠なもの）

ランニングコストに含める範囲の例

費目	具体例
燃料費	・ 燃料費
運転保守費	・ 専属オペレーターの人件費
	・ メンテナンス費用（対象設備に対するメンテナンス契約費用等）
その他	・ 設備を設置した土地の賃料
	・ 消耗品（白熱電球の交換費用等）
	・ 原料費（BDF 製造に用いる廃油調達コスト等）

※個別活動の実施に伴い外部へ供給する電力、熱等による収益は、個別活動実施後のランニングコストから控除すること。

（３） 契約金額を用いること

・店頭で商品を購入し代金を支払うような売買契約の場合は支払金額を用いることができる。

（４） 個別活動実施後の燃料単価

・投資回収年数の判断時点で燃料の購入契約がなされていない場合は、その時点で適切な単価を用いて試算することができる。

（５） リース契約に基づいて費用を負担する設備の導入を伴う個別活動

① 設備費用を負担した貸し主が会員に含まれる場合

設備費用を負担したリース設備の貸し主は単独で会員となることはできず、リース設備を使用する借り主と共同して会員となる必要がある。このとき、プログラム型運営・管理者を貸し主が担うことはできない。経済的障壁を有することの判断基準は、導入する設備の投資回収年数が３年以上であることとする。なお、投資回収年数の算定において、設備投資費用は貸し主が負担した費用、年間のランニングコスト削減額は借り主が負担したコストとする。ただし、当該設備を複数の使用者が使用する場合は、会員に含まれる借り主の使用比率を特定し、設備費用の総額に当該使用比率を乗じた金額を設備投資費用として算定する。

② 設備を使用する借り主のみが会員となる場合

会員が、リース設備の貸し主を含まず、借り主のみである場合、借り主の費用負担を考慮して経済的障壁の有無を判断する。このとき、貸し主は運営・管理者を担うことができる。なお、経済的障壁を有することの判断基準は、プロジェクトの実施前後でランニングコストが増加することを基本とする。ただし、リース契約において、中途解約の禁止や解約時の違約金が定められている場合は、リース総額または解約費用のいずれか小さい方を設備投資費用とみなしても良い。その場合は、投資回収年数を定めた算定式において、設備投資費用をリース総額または解約費用のいずれか小さい方の金額とし、投資回収年数が３年以上であることを基

準とする。

(2) 一般慣行障壁の有無によって各個別活動における追加性の有無を評価することはできない。

(3) 地方公共団体等が排出削減・除去・吸収活動の実施や導入を義務化している場合は、制度内容も踏まえ追加性を満たすかを確認する必要がある。なお、この確認は、各個別活動について、入会申込を受け付ける時点において実施すること。

以下では、東京都の建築物環境計画書制度（2002 年施行/2025 年改正、延べ面積 2,000 m² 以上の新築建築物の建築主が対象）及び建築物環境報告書制度（2025 年 4 月施行、延べ面積 2,000 m²未満の中小規模建築物が対象）を例に、地方公共団体等が再生可能エネルギーの導入や一定の省エネルギー性能を義務化している場合における追加性の考え方を整理する。

東京都制度及び、同制度と同様に新築住宅への再生可能エネルギー設備の導入や一定の省エネルギー性能を義務付けている制度下における取組については、同様の整理とし、異なる考え方で制度設計されている場合は、プログラム運営・管理者にて内容を整理の上、制度管理者に照会すること。

<考え方の整理>

東京都建築物環境計画書制度及び建築物環境報告書制度において、利用が促進されている太陽光、太陽熱、地中熱等の設備や省エネルギー性能の高い建築物について、当該制度の義務の対象となる設備導入等の取組は、原則として追加性を有さないこととする。

ただし、太陽光発電設備については、義務履行に該当する設備であっても、東京都が義務付ける導入量を超えて設置された部分について、当該超過分を客観的かつ定量的に特定でき、かつ東京都により当該超過分が確認されている場合には、当該超過分については東京都により義務付けられている設備導入とはみなさないものとし、追加性の評価を行うことができる。

※なお、延べ面積 2,000 m²未満の中小規模建築物においては、既存建築物及びその敷地への設置が制度上の義務履行として取り扱われることがあることから、既存建築物及びその敷地への設置についても義務履行への該当有無を確認する必要がある。

2.2.6 方法論に基づいて実施されること

本制度の対象となる個別活動は、本制度において承認された方法論に基づいて実施されるものでなければならない。

(1) 承認された方法論

本制度において承認された方法論については、

<https://japancredit.go.jp/about/methodology> 参照のこと。

ただし、新規に提案された方法論案がパブリックコメントにかけられている場合は、当該方法論案に基づいてプログラム型プロジェクトのプロジェクト計画書を作成し、妥当性確認を受けることができる。なお、当該方法論案が承認されなかった場合は、プロジェクト登録もなされない。

(2) 方法論のバージョンに関する補足

プログラム型プロジェクトに基づく方法論は、妥当性確認申請時において適用可能なバージョンのものとする。

また、個別活動は、下記の①、②、③、④及び⑤を除いて、登録された（計画変更を行った場合は、個別活動実績報告リストに記載した入会申込日において有効な）プログラム型プロジェクト計画書が適用しているバージョンの方法論に基づくこととする。

①方法論策定規程（排出削減・除去プロジェクト用）3.3.1（2）及び（3）で規定される条件に基づく方法論の適用条件について

個別活動実績報告リストに記載した入会申込日が 2021 年 4 月 1 日以降の個別活動は、方法論策定規程（排出削減・除去プロジェクト用）3.3.1（2）及び（3）で以下のとおり規定される条件に基づく方法論の適用条件を満たさなければならない。

○ プロジェクト実施後に化石燃料を用いる設備を導入する（又は設備に切り替える）個別活動の場合

（2021 年 4 月以降に入会する個別活動について）

プロジェクト実施後に化石燃料を用いる設備を導入する（又は設備に切り替える）個別活動について、その主要排出活動で用いることができる化石燃料は原則的には都市ガス（又は LNG）のみである。

ただし、地域的又は技術的な制約により、都市ガス（又は LNG）を利用できない理由を合理的に説明できる場合に限り、その他の化石燃料の使用も認める（例えば都市ガスのパイプラインが敷設されていない場合には、LPG の利用を認める等）。

○ 省エネルギー等分野（EN-S）に分類される方法論の内、設備の新設を想定する方法論の場合

（2021 年 4 月以降に入会する個別活動について）

設備の新設を想定する方法論に基づく個別活動においては、「2.3.3 標準的な設備の概念」に基づき決定される標準的な設備以上の効率の設備を導入しなければならない。

②方法論策定規程（排出削減・除去プロジェクト用）3.11.1（2）又は方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）3.9.1（2）の規定に基づく追加性の評価の省略について

方法論策定規程（排出削減・除去プロジェクト用）3.11.1（2）又は方法論策定規程（森林管

理プロジェクト用) 3.9.1 (2) の規定に基づき定められる追加性の評価の省略は、個別活動実績報告リストに記載した入会申込日において適用可能なバージョンの方法論がそれを認める場合に限り、行うことができる。

③実施規程(プログラム型プロジェクト用) 2.2.5 (3) の規定に基づく追加性の評価について
実施規程(プログラム型プロジェクト用) 2.2.5 (3) の規定について、方法論で別途定めている場合、当該規定の内容については、個別活動実績報告リストに記載した入会申込日において適用可能なバージョンの方法論に従うこと。

④認証対象期間が適用されない方法論に基づくプロジェクトの認証申請期限について
認証対象期間が適用されない方法論(EN-S-040、AG-004 等)の付記が規定する認証の申請期限については、個別活動実績報告リストに記載した入会申込日において適用可能なバージョンの方法論に従うこと。また、方法論の付記に当該規定が設けられる前の諸バージョンの有効期限内に入会申込を行った個別活動は、当該規定を設けた方法論改定の日から 2 年を経過した日以降に、認証の申請を行うことはできないこととする。

⑤法令等によりベースラインが厳格化された場合について
法令等により方法論のベースラインが厳格化された場合、当該ベースラインの内容については、個別活動実績報告リストに記載した入会申込日において適用可能なバージョンの方法論に従うこと。

2.2.7 環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること

プログラム型運営・管理者及び会員は、個別活動の実施による人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないように、環境社会配慮を行い持続可能性を確保しなければならない。そのため、各種の関連する法令等を遵守し、また合理的な範囲内でできるだけ幅広く利害関係者と協議を実施しなければならない。

法令等の遵守についてはそれを誓約する文書をプログラム型運営・管理者がプロジェクト計画書に添付して提出し、またプログラム型運営・管理者又は会員が利害関係者と協議を実施することをプロジェクト計画書に記載すること。環境影響評価を実施した個別活動については評価書等を入会後最初のクレジット認証申請の際に提出するモニタリング報告書に添付して提出すること。

2.2.8 妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること

プログラム型運営・管理者は、プロジェクト登録に当たって、妥当性確認機関へプロジェクト計画書を提出し、妥当性確認を受けなければならない。妥当性確認時に、プロジェクト計画書において本制度の要求事項を満たしていない箇所があることが判明した場合には、妥当性確認機関の指摘に基づき、プロジェクト計画書を修正しなければならない。原則とし

て、全ての修正がなされるまで、妥当性確認は完了しない。

(1) 妥当性確認機関

本制度に登録されている妥当性確認機関については、
<https://japancredit.go.jp/about/vvb> を参照のこと。

(2) 妥当性確認

妥当性確認の手続等については、本実施規程 4.2 を参照のこと。

2.2.9 (方法論が定める場合のみ) 持続性担保措置が取られていること

方法論が定める場合は、個別活動において持続性担保措置が取られていなければならない。具体的内容は各方法論を参照すること。

2.2.10 その他プログラム型プロジェクトに求められる追加的要件を満たしていること

以上の要件に加え、プログラム型プロジェクトは以下の要件を満たさなければならない。

- ① プログラム型運営・管理者は、日本国内の法律の規定により成立した法人であり、プロジェクトを適切に運営・管理できる体制を備えること（ただし、実施規程（プロジェクト実施者向け）Ver.10.1の有効期限以前に初回の妥当性確認を申請したものについては、この限りではない）。なお、プログラム型運営・管理者及び会員から成る集団（プログラム型プロジェクトの全体を成す集団）は、以下の要件を満たす必要がある。

- i) 規約等において、会員がJ-クレジットの創出やモニタリングに必要な書類をプログラム型運営・管理者に提出しなければならない旨及び約款（プログラム型運営・管理者向け）の内容を了解している旨を定めていること。
- ii) 会員が規約等の内容について入会届等により同意していること。

- ② プログラム型運営・管理者は、個別活動が、本実施規程の 2.2.1 から 2.2.9（ただし 2.2.8 を除く）が定める要件及び以下の要件を満たすことを確認しなければならない。

- ・ 全ての個別活動に適用される方法論が共通であること（ただし特定の方法論に限り後述する例外あり）。また、主要排出・吸収量の算定に用いる活動量のモニタリング項目が複数から選択できる場合には、当該項目について①投入量、②産出量又は③原単位を設定するための項目、のいずれかに統一すること。方法論及びモニタリング項目が共通であるという要件を満たした上で、燃料の種類やモニタリング方法の分類等が異なる削減活動が混在する場合、それらの属性ごとに排出削減量の算定方法、モニタリング方法およびデータの収集・記録・保管の手続等が定められなければならない。

③ プログラム型運営・管理者は、プログラム型プロジェクトに係る手続を実施すること。

また、プログラム型運営・管理者が適切な運営・管理体制を備えていることについて、妥当性確認を受けなければならない。

(1) 適切な運営・管理体制を備えること

プログラム型運営・管理者は、個別活動が上記の要件を満たしていることを確認する方法及び個別活動に関する情報を収集・管理する方法をあらかじめ定め、効率的にプログラム型プロジェクトを運営することが望ましい。具体的には、以下のような措置を講じることで、効率的にプログラム型プロジェクトを運営・管理することが可能になると考えられる。

<例 1>

住宅用太陽光発電設備の導入プロジェクトの場合

●情報収集の効率化

- ・発電電力量については計量器の値の写真による確認、売電電力量については電力会社の買取明細による確認に限定することで、削減活動を実施する個々の家庭が報告すべき情報をテンプレート化できる。
- ・ハウジングメーカー等が運営する HEMS サービスの利用者のみを対象とすることで、ハウジングメーカーから一元的に情報を収集することが可能となる。

●値の特定又は固定化

- ・投資回収年数の評価に必要な kW 当たりの発電電力量を、統計値を用いて想定できる。
- また、売電単価を固定化（算定が保守的となるよう、最も高い値を想定）することで、確認項目を減らすことができる。

<例 2>

空調機メーカーが自社の特定製品を導入する場合

●情報収集の効率化

- ・現行の顧客情報管理システムの利用や、定期メンテナンスサービスとあわせてエネルギー使用量の把握等を行うことで、空調機の導入先が自ら報告するコストを削減できる。（値の確認間違い等のリスクを低減できる。）

●値の特定又は固定化

- ・機器の効率や容量を予め特定（又は固定）することで、確認項目を減らすことができる。

なお、情報通信技術（ICT）を活用した情報収集・管理システムを用いることで、効率的

にプログラム型プロジェクトを運営することが可能になると考えられる。この時、「ICT を活用した情報収集・管理システム」は、以下の 2 つの要件を満たすことが望ましい。

① 活動量を自動的に収集・把握できること。

② 全ての削減活動について活動量の収集・把握ができること。

要件①とは、主要排出量の算定に用いる活動量に関するデータを、ICT を用いて人手を介さずに取得できることを意味する。要件①を満たす例としては、パワーコンディショナーが測定した発電電力量を有線 LAN を通じて取得し、インターネット回線を経由してデータベース等に自動的に転送するシステム等が該当する。

要件②とは、主要排出量の算定に用いる活動量に関する情報・データ等を、プログラム型プロジェクトに参加する全ての個別活動から漏れなく・重複なく収集・把握できることを意味する。なお、設置した機器におけるエラーや故障、通信回線の不具合等により情報を収集・把握できない削減活動が存在する場合も想定されるが、そのような事象の発生そのものを抑制する、あるいは、そのような事象が発生していることが把握できる仕組みを備えることが望ましい。さらに、個別活動の対象となる設備が稼動していることを把握・確認でき、故障等で常時稼動していない場合や撤去等により稼動が終了している場合等には、当該個別活動を個別活動実績報告リストから削除する等、適切な措置を講じることができることが望ましい。

(2) 類似制度又は本制度において同一内容の活動が二重登録されていない

上記の要件の中でも本実施規程 2.2.4 が定める要件、特にプログラム型プロジェクト間での二重登録を行わないことには留意が必要であり、個々の設備、プロジェクト実施地又はあるいは会員に固有の情報や標識（シリアル番号、住所地、林小班、番号等を付したステッカー等）を用い、他の類似制度又は本制度において登録されている活動と重複していないことを確認する。

(3) 方法論、及び主要排出量の算定に用いる活動量のモニタリング項目が共通であること

2 つ以上の方法論を組み合わせる場合、その組み合わせも共通であることが必要である。また、方法論において、附属書等で別の方法論におけるエネルギー効率の考え方を参照する場合があるが、その際は参照する方法論も共通であることが必要である（例えば方法論 EN-R-001 では設備の更新又は新規導入を行う場合ボイラー、コージェネレーション等の方法論を参照することになっているが、これらも共通であることが必要）。ただし、次の (A) (B) (C) 及び (D) の場合に限り、方法論（の組み合わせ）が共通でない個別活動も取りまとめることができる。

(A)

- ・ EN-R-002（太陽光発電の導入）単独
- ・ EN-R-002 と EN-S-002（ヒートポンプの導入。ただし貯湯槽付き設備〔エコキュート〕

を導入する場合に限る)

- ・ EN-R-002 と EN-S-012 (電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入)
- ・ EN-R-002 と EN-S-002 (同上) と EN-S-012

の 4 パターンのうち 2 つ以上の個別活動を取りまとめる場合。

(B)

- ・ EN-S-007 (コージェネレーションの導入) 単独
- ・ EN-R-002 単独
- ・ EN-S-007 と EN-R-002

の 3 パターンのうち 2 つ以上の個別活動を取りまとめる場合。

(C)

- ・ EN-S-039 (省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修) 単独
- ・ EN-S-039 と EN-R-002

の 2 パターンの個別活動を取りまとめる場合。

(D)

- ・ AG-001 (家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌。ただし乳用牛、肉用牛を対象とする場合に限る) 単独
- ・ AG-006 (肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌) 単独
- ・ AG-007 (牛への飼料添加物(暖気中の温室効果ガス削減に資するもの)を使用した飼料の給餌) 単独
- ・ AG-001 (同上) と AG-006
- ・ AG-001 (同上) と AG-007
- ・ AG-006 と AG-007
- ・ AG-001 (同上) と AG-006 と AG-007

の 7 パターンのうち 2 つ以上の個別活動を取りまとめる場合。

主要排出量の算定に用いる活動量のモニタリング項目は、同一方法論においても複数から選択できる場合があるが、これらについては投入量(電力使用量、燃料使用量等)、産出量(生成熱量、温水・蒸気量、冷・熱媒の加熱量等)、又は原単位を設定するための項目(投入エネルギー量及び生産量等)のいずれをモニタリングするか、統一(2 つ以上の方法論を組み合わせる場合は各方法論で統一)することが必要である。燃料の種類(例えば方法論 EN-R-001 における木質ペレット、木質チップ、薪等)やモニタリング方法の分類(例えば活動量のモニタリング方法の分類 A、B、C)が異なる個別活動は、それらの属性ごとに整理して管理されなければならない。例えばモニタリング報告書に添付する個別活動実績報告リストは属性ごとに作成することが必要である。

<補足説明①>

- ・ モニタリング項目の統一については、例えば以下の通りとする。

- 方法論 EN-S-001
 - ✧ 投入量：燃料使用量、電力使用量
 - ✧ 産出量：生成熱量、温水製造量、熱媒油流量、蒸気製造量
- 方法論 EN-S-020
 - ✧ 投入量：燃料使用量、電力使用量
 - ✧ 原単位：燃料使用量、電力使用量、吐出空気量（又は稼働時間）

<補足説明②>

- ・ 数量を直接モニタリングする方法と、概算する方法は、同一の項目をモニタリングしているとみなす。
 - 例：方法論 EN-S-006 において、使用電力量をモニタリングする方法と、稼働時間と定格出力を乗じる方法。
 - 例：方法論 EN-S-012 において、給電量をモニタリングする方法と、走行距離を電費で割る方法。
- ・ モニタリング項目のうち、自家消費量については、直接モニタリングする場合、複数の活動量から算出する場合のいずれも、自家消費量をモニタリングしているとみなす。
 - 例：方法論 EN-S-007 において、熱を全量利用している場合と、廃棄分を減じる場合。
 - 例：方法論 EN-R-001 において、全量がバイオマス燃料の場合と、混焼ケースにおいてバイオマス燃料分を按分抽出する場合。

(4) 個別活動の移動に関する取扱い

プログラム型プロジェクトにおいて、あるプロジェクトに参加している個別活動の実施者が別のプロジェクトに移動する場合には、以下の事項に留意すること。

- ・ 「入会申込日の 2 年前の日以降に実施されたものであること」の要件について、移動先のプロジェクトへの入会申込日を基準に改めて確認すること。
- ・ 移動前のプロジェクトにおいて認証を受けている場合、当該期間は移動後のプロジェクトで設定する個別活動の認証対象期間から適切に控除すること。

(5) その他

プログラム型プロジェクトについては、プロジェクトの規模が拡大していくことから、類似制度や本制度の他のプロジェクトとの二重登録の回避や適切な運営・管理の実施について慎重な対応が必要となる。そのため、1 年に 1 回程度定期的に検証機関による検証を受けることが望ましい。また、プログラム型運営・管理者は、全ての会員に対し、J-クレジット制度の基本的要求事項や収益の処分方法等について認識できるように説明を行うことが望ましい。

また、会員に経団連カーボンニュートラル行動計画の参加者が含まれている場合は、当

該プログラム型プロジェクトから創出されるクレジットは経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成に活用することはできない。

2.3 役割と責任

プログラム型運営・管理者は、プロジェクト計画書の作成、モニタリングの実施及びモニタリング報告書の作成を行い、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書の記載内容について責任を負う。なお、プロジェクト計画書およびモニタリング報告書には、制度管理者が指定する所定の様式を使用しなければならない。

2.4 データ管理

プログラム型運営・管理者は、プロジェクト登録の申請及び認証申請の際に必要なデータについては、適切にデータ品質の管理をしなければならない。また、これらのデータについては、個別活動ごとに、認証対象期間終了後 2 年間保存しなければならない。

(1) データ品質の管理

データの品質を管理する上では、以下の事項を実施することが望ましい。

① モニタリング・算定・報告に必要な体制の構築

- データの漏れや間違い等をなくするためには、データを収集・把握する方法及びモニタリング報告書等を作成する方法を確立し、そのための体制を整備することが有効である。具体的には、以下の事項を実施することが望ましい。
 - ◇ 責任者や担当者の任命：必要な役割を整理し、役割ごとに担当者を定める。責任者となった者は、モニタリング報告書の作成やデータの管理・保管等の実施に責任を持ち、未実施の場合には関係者に是正させる。また、モニタリングポイントの管理責任者及び担当者を任命して、モニタリングの把握、計量器の維持管理を行う。
 - ◇ 手続の確立：誰が何をいつ実施するかを定め、担当者の変更等があっても円滑に事業が実施できる体制を構築する。
 - ◇ チェック体制の整備：収集されたデータが必ず確認されるような仕組みを構築する。

② 品質保証 (QA)・品質管理 (QC)

- データの正確性を確保するためには、整備した体制が適切に機能していることの確認と、個々のデータに間違い等がないことの確認を行うことが重要である。一般的に、前者を品質保証 (Quality Assurance : QA)、後者を品質管理 (Quality Control : QC) という。

(品質保証 (QA) /品質管理 (QC) の具体例)

- ・定期的に (1~2 年に 1 回程度)、以下を実施する。
 - i) データを記録・入力した本人とは別の者が、全ての記録の中から任意にデータを

取り出し、定められた方法どおりに記録、入力等が行われているか、入力ミスがないか等を確認する。

ii) 上記において、データの間違いや体制の不備等が発覚した場合は、担当者へ対応見直し等を実施させるとともに、必要に応じて責任者に対して体制の見直し等を実施させる。

・責任者は各モニタリング担当者に対して（変更があれば都度）、適切なモニタリングができるように、制度の内容、モニタリング手順、計量器の維持・管理、モニタリング報告書の記載方法等についての説明を行う。

③ 計量器の維持・管理

- 正確なモニタリングを行うためには、一定の精度が確保された計量器を使用することが求められる。特定計量器を使用する場合は、計量法に基づく検定等を受けていることや、当該検定が有効期限内であることが必要である。特定計量器以外の計量器を使用する場合は、関連する国際規格（例えば、国際標準化機構）、国内規格（例えば、日本工業規格）又は業界標準等の適切な慣行により校正された機器を使用することが必要である。
- 計量器が故障する場合も想定されるため、計測データが異常値となっていないか、定期的に確認することが望ましい。

(2) 認証対象期間終了後 2 年間保存

クレジット認証申請時においても、プロジェクト計画書作成時のデータの確認が必要となる場合（例えば、ベースライン見直しによる計画変更時等）、又は個別活動の認証対象期間終了後においても制度管理者等による情報確認が必要となる場合が想定されるため、本制度の利用において必要なデータについては、個別活動ごとに、認証対象期間終了後も 2 年間保存しておく必要がある。

【森林分野の方法論に基づくプログラム型プロジェクトの計画を行う場合のみ参照】

森林分野においてプログラム型プロジェクトの登録を認めている方法論に基づくプロジェクトのプログラム型運営・管理者は、プロジェクト登録の申請及び認証申請の際に必要なデータについて、個別活動ごとに、認証対象期間終了後 10 年間保存しなければならない。

2.5 クレジットの二重認証及び環境価値の二重主張の禁止

プログラム型運営・管理者及び会員は、本実施規程 6.2.1 に規定されるように、他の類似制度又は本制度において認証を受けた期間については、本制度においての認証を受けてはならない。

クレジット分の排出削減・除去・吸収量を主張できる主体は無効化時に無効化対象に指定された者のみであり、その他の者が主張してはならない。

また、プログラム型プロジェクトにおいてクレジットは、会員ではなくプログラム型運営・管理者が指定する J ークレジット登録簿口座へ発行されるので、発行された時点以降、会員は、当該クレジット分を自らの排出削減・除去・吸収量として主張してはならない。プログラム型運営・管理者が、自ら個別活動を実施して発行を受けたクレジットを他者に譲渡（売却）しない場合にも、自らの排出削減・除去・吸収量として主張するには、クレジットの無効化をする必要がある。

（1）自らの排出削減・除去・吸収量として主張してはならない

個別活動において創出されたクレジットの分の温室効果ガス削減・除去分又は吸収分の環境価値は、プログラム型運営・管理者、又はプログラム型運営・管理者が譲渡（売却）した先に帰属することとなるので、会員はその分の環境価値を主張してはならない。

例えば、個別活動の実施により 10t-CO₂ の排出削減量が認証された場合に、会員が 10t-CO₂ の排出削減を主張し、プログラム型運営・管理者又は別のクレジット購入者がクレジット 10t-CO₂ 分を自らの削減量として主張した場合、会員とプログラム型運営・管理者又は別のクレジット購入者との両方が 10t-CO₂ の排出削減を主張することとなる。この場合、実際は 10t-CO₂ の排出削減量に対して 20t-CO₂ の排出削減量が主張されてしまうため、これを禁止するものである。

会員が主張できる内容と、主張できない内容の例は以下のとおり。

- 主張できる内容：（例 1）当該活動は、J ークレジット制度に登録されたプロジェクトに参加することで、地球温暖化対策に貢献しています。（例 2）当該事業は、J ークレジット制度に登録されたプロジェクトに参加することで、○年○月～○年○月で約 XX トンの CO₂ 排出削減（又は吸収）クレジットの創出およびその譲渡・売却を通じ、地球温暖化対策に貢献しています。
- 主張できない内容：（例）当該活動により CO₂ を削減しています。

なお、都道府県等の地域内での排出削減・除去・吸収への貢献は、譲渡（売却）先が同じ地域内でクレジットを使用（無効化）した場合には、主張できる（当該地域も、地域内で移転ないし無効化されたクレジットの環境価値は、地域内の排出削減・除去・吸収量として計上できる）。

また、会員が地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定報告公表制度や地方公共団体の条例に基づく計画書制度、及び自ら発行する環境報告書等において自らの排出量を報告する場合、プログラム型プロジェクトにおいてクレジットを創出した場合にはクレジット分を排出量と見なし、上乗せして報告することとなる。報告制度側において、当該手続が定められている場合は、それに従わなければならない。

なお、国の計画又は法律等において各取組の効果を重複記載することが認められている場合においては、この限りではない。

2.6 約款への合意

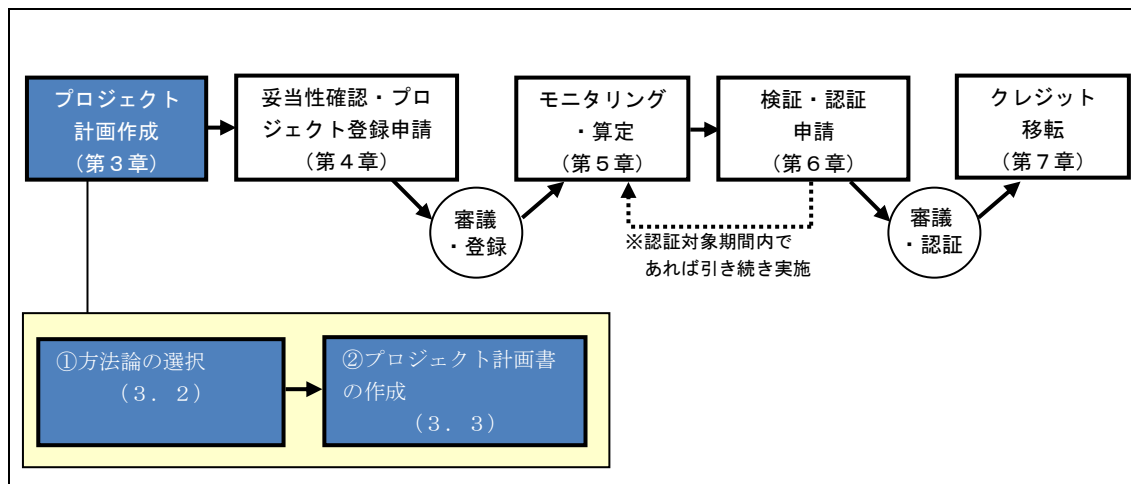
プログラム型運営・管理者は、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）利用に係る約款（プログラム型運営・管理者向け）に合意すること。

第3章 プログラム型プロジェクトの計画に係る要求事項及び手続

3.1 必要な手続

プログラム型運営・管理者が、プロジェクト計画書を作成する上で必要な手続及びフローは以下のとおり。

<手続及びフロー>



3.2 方法論の選択

プログラム型運営・管理者は、プログラム型プロジェクトの計画に当たり、取りまとめようとする個別活動に対応する方法論を選択する必要がある。

方法論の選択に当たっては、取りまとめようとする個別活動が方法論の適用条件を全て満たすものであること及び方法論に定められたモニタリング項目が全てモニタリング可能である見通しのあることを確認する必要がある。適用条件を満たさない見通しの場合又はモニタリングが不可能な項目がある見通しの場合、当該方法論を選択することはできない。なお、取りまとめようとする個別活動に対応する方法論がない場合は、新たな方法論の承認を申請することもできる。

(1) 方法論の選択

<https://japancredit.go.jp/about/methodology> を参照の上、取りまとめようとする個別活動（例えば、太陽光発電設備の導入等）に対応した方法論があるか確認する。なお、一部の方法論については、それを利用するに当たって、プロジェクト計画書作成前に制度管理者へ確認することが必要となるので、上記サイトから開いた方法論文書の冒頭にその旨の表示があった場合は、方法論の利用を希望する旨を速やかに制度管理者へ連絡すること。

(2) 新たな方法論の承認を申請する

新たな方法論の承認を申請する場合は、方法論策定規程 4.1 に記載されている手順に従って行う。なお、新たに方法論を申請せずに既存の方法論で対応できる場合等もあるため、まずは制度管理者に相談することが望ましい。

3.3 プロジェクト計画書の作成

プログラム型運営・管理者は、制度管理者が指定する様式を用い、選択した方法論に記載された方法に従ってプロジェクト計画書を作成しなければならない。また、登録簿での利用可能な様式が変更された場合や最新の様式に改めるように制度管理者から求められた場合には、プログラム型運営・管理者は適切な様式を用いて作成しなければならない。

3.3.1 排出削減・除去・吸収見込み量の算定とモニタリング計画の作成

プロジェクト計画書の作成において重要となるのは、排出削減・除去・吸収見込み量の算定と、方法論及びモニタリング・算定規程に基づいたモニタリング計画の作成である。当該段階において、排出削減・除去見込み量に対する排出量の影響度がある一定の数値以下であることの証明を行う必要がある場合は、排出削減・除去見込み量が過剰に評価されないよう適切な想定値を設定しなければならない。

(1) 排出削減・除去・吸収見込み量の算定

以下の流れに沿って、排出削減・除去・吸収見込み量の算定を行う。

① 排出・除去・吸収活動の特定

方法論の「2. 排出削減量の算定」等の中の＜排出削減量の算定で考慮すべき温室効果ガス排出活動＞等の記載内容に従い、個別活動において算定対象とすべき排出・除去・吸収活動を特定する。

② モニタリング項目の確認

①において算定対象として特定した排出・除去・吸収活動について、方法論の「6. モニタリング方法」を参照し、排出・除去・吸収量の算定に必要なモニタリング項目（算定に必要なデータの種類）を確認する。モニタリング項目は、プロジェクト実施後排出・除去・吸収量及びベースライン排出・除去・吸収量のそれぞれについて確認する。

③ 排出削減・除去・吸収見込み量算定のためのデータの設定

②で確認した各モニタリング項目について、排出削減・除去・吸収見込み量を算定するための値を設定する。

◇ ベースライン設備の効率については、新設プロジェクトのように実績データがない場合は、方法論の解説を参照して標準的な設備の値を設定する。

◇ プロジェクト実施後（個別活動実施後）の活動量（生成熱量や製品生産量等、方法論ごとに規定されるもの）については、プロジェクト計画段階では実績データがないため、過去の実績データで代用する等により、適切な値を設定する。

＜過去の実績データを当てはめる場合＞

- ・熱生成を伴う個別活動（例えば、ボイラーの更新）におけるプロジェクト実施後（個別活動実施後）の活動量については、プロジェクト実施前（個別活動実施前）における直近 1 年分（あるいは直近の 1 年度分）の生成熱量（燃料使用量の実績データを基に算定）を当てはめて値を設定する。
- ・燃料転換（例えば、重油から天然ガスへの転換やバイオマスへの転換）を伴う場合は、燃料組成の違い（発熱量の違いや含水率の影響等）を適切に踏まえて値を設定する。

＜過去の実績データがない場合（新設プロジェクト等の場合）＞

- ・会員の事業計画（例えば生産計画等）等を基に、導入した設備の仕様等を踏まえ適切に推計する。
- ☆ 年度により値の異なるデフォルト値についても、プロジェクト計画書作成段階においてその値が明らかとなっている直近年度の値を代用する。
- ☆ また、方法論の「2. 排出削減量の算定」等に記載された「付随的な排出活動」のうち、全ての個別活動のそれぞれにおいて影響度が 5%未満となる蓋然性が高いことを証明しようとするもの（妥当性確認時に影響度が 1%未満であるものは排出量の算定は不要であり、1%以上 5%未満であるものは妥当性確認時に確定した影響度を検証時に使用することとなる。）については、可能な限り実態に即したデータを用いるか、排出削減量が過剰に評価されないような想定値を使用しなければならない。

④ 排出削減・除去・吸収見込み量の算定

③で設定・想定した値を基に、適用する方法論に定められた算定式に従って排出削減・除去・吸収見込み量の算定を行う。算定過程における小数点の取扱いに関し、排出削減・除去量についてはモニタリング・算定規程（排出削減・除去プロジェクト用）の 2.7 に、吸収量についてはモニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）の 2.11 に従う。

(2) モニタリング計画の作成

以下の流れに沿って、モニタリング計画を作成する。

① モニタリング方法の決定

ベースライン排出・除去・吸収量及びプロジェクト実施後排出・除去・吸収量の算定に必要なモニタリング項目（特にエネルギー使用量や活動量等、プロジェクト実施後に継続的なモニタリングが必要となる項目）について、どのような方法で計測するか（購買量に基づく方法か、計量器による実測に基づく方法か等）、計量器により実測する場合においてはどこで計測するか（モニタリングポイント）等について、モニタリング・算定規程及び方法論を参照しつつ、取りまとめようとする個別活動に適した方法を決定する。

② モニタリング体制の構築

本実施規程 2.4 を参照し、適切なモニタリング体制を構築する。

3.3.2 適切なプロジェクト運営・管理体制

プログラム型運営・管理者が適切なプロジェクト運営・管理体制を備えていることについて、プロジェクト計画書に具体的に記載することが重要となる。

適切なプロジェクト運営・管理体制には、個別活動が実施されていること（例えば、設備の導入を伴う個別活動の場合、設備が稼働していること）を把握し、実施されていない個別活動（例えば、稼働不能な状態にある設備による個別活動）については排出削減・除去・吸収量の算定対象から除外する体制も、含まれていなければならない。

【解説】

活動量のモニタリングにおいてサンプリング手法を適用した場合、サンプル対象とならなかった個別活動において、例えば、設備が故障して稼働できない状態や、居住者の転居等により設備が使用されない状態であっても、燃料や電力の使用量としてサンプリングに基づく原単位等を機械的に計上すれば、排出削減・除去量を過大評価することとなる。このような過大評価をしてはならない。

3.3.3 サンプリング計画

個別活動のモニタリングにおいてサンプリング手法を適用する場合は、以下の項目を含むサンプリング計画を策定し、プログラム型プロジェクト計画書に記載しなければならない。なお、森林分野においてプログラム型プロジェクトの登録を認めている方法論に基づく個別活動のモニタリングにおいて、サンプリング手法を適用することはできない。

- ・サンプリングの目的
- ・収集データ及び実測対象
- ・母集団の構成・リスト及びその特性
- ・適用するサンプル抽出法と当該抽出法の利用が妥当であることの合理的な説明
- ・サンプル数（評価式を含む）
- ・データ収集・管理・分析方法及び非標本誤差への対応方法
- ・実施方法（スケジュール、対応者等）

サンプリングは、以下の①～③の基準を満たすように行わなければならない。このため、家庭部門以外におけるプログラム型プロジェクトのモニタリングにおいてサンプリング手法を選択することは、原則としてできない（ただし①～③の基準を満たす場合にはサンプリング手法の選択も可能）。

①以下の手順により、適切なサンプル抽出法を選択しなければならない。その際、当該抽出

法の利用が妥当であることの合理的な説明ができなければならない。

- ・モニタリング対象の地理的及び時間的範囲、導入する設備の特性及びその能力・利用形態等の母集団の特性を特定する。
- ・特定した母集団の特性を踏まえ、サンプリング実施に係る労力及び費用等を勘案し、サンプル抽出法を選択する。

②サンプリングの精度として、90%信頼区間かつ標本誤差±10%を満たさなければならない。

③サンプル数の評価式として、以下の評価式を使用しなければならない。ただし、適用するサンプル抽出法により、その他の評価式を使用することが適当であり、かつ当該評価式を使用することが妥当であることの合理的な説明ができる場合はこの限りではない。なお、サンプル数の評価上で必要となる母集団の分散の推定値が不明である場合は、母集団の分散が最大となる分布形状を想定する等により、保守的にサンプル数を評価しなければならない。

$$n \geq \frac{N}{\left(\frac{CI}{2k}\right)^2 \frac{N-1}{s^2} + 1}$$

ここで、n: サンプル数

N: 母数（母集団又は各階層の全個別活動の事業所数等）

k: 正規分布の棄却限界値（90%信頼区間の場合、1.65）

CI: 標本誤差（標本誤差±10%の場合、0.2）

s²: 母集団又は階層の分散の推定値（平均値を 1 として規格化した分散）

【解説】

＜母集団の分散が不明な場合＞

母集団の分散が大きいほど、多くのサンプル数が必要となるため、保守的に母集団の分散が最大となる分布形状を想定して、サンプル数を推定することが考えられる。

例えば、太陽光発電設備の導入事業において、モニタリング項目である単位容量当たりの太陽光発電量／売電量には上限（年間稼働率＝1 の場合（夜間に発電することはないため、実際の上限は更に低い、ここでは保守的に 1 とする））と下限（年間稼働率＝0 の場合）が存在するため、計測値が上限値／下限値のいずれか一方のみをとるような分布（2 項分布）をとる場合が最も分散が大きい。

2 項分布を想定し、90%信頼区間で標本誤差±10%とした場合に必要なサンプル数は、以下のとおりである。

$$n = \frac{N}{\left(\frac{0.2}{2 \times 1.65}\right)^2 \frac{N-1}{0.25} + 1} \geq \frac{N}{\left(\frac{0.2}{2 \times 1.65}\right)^2 \frac{N-1}{\hat{p}(1-\hat{p})} + 1}$$

ここで、 $\hat{P}$: 母集団の平均値（分布を 0～1 の範囲に規格化した場合の平均）、 $\hat{P}=0.5$ のとき 2 項分布の分散は最大値をとる。

＜母集団の分散が推定できる場合＞

サンプリングを実施する時点までに、例えば、事前のフィールドテスト又は一定期間の全数モニタリング等による計測結果から、母集団の分布形状及び分散に関する情報を把握できた場合には、そのデータを活用してサンプル数を決定することが考えられる。

90%信頼区間で標本誤差±10%とした場合に必要なサンプル数は、以下のとおりである。

$$n = \frac{N}{\left(\frac{0.25}{2 \times 1.65}\right)^2 \frac{N-1}{s^2} + 1}$$

上式に本事業での計測結果に基づく s^2 (母集団の分散の推定値(平均値を 1 として規格化した分散)、計測実績値の不変分散として算定)、母集団数 N を適用することにより必要なサンプル数を決定することができる。

＜サンプル抽出法の例＞

代表的なサンプリング抽出法には以下のものがある。

(1) 単純無作為抽出法

- ・ 母集団からサンプルを無作為に抽出する方法
- ・ 最も単純な方法であり、他のサンプリング抽出法を適用できない場合に用いることが推奨される。

(2) 系統抽出法

- ・ 母集団の成員に番号を付け、はじめの一つのサンプルを無作為に抽出し、残りのサンプルを一定の間隔で決めていく方法であり、単純無作為抽出法よりもサンプル抽出に係るコストを低減できる場合がある。
- ・ 母集団が均質な場合にのみ適用可能である（母集団に周期性がある場合には、サンプルを抽出する間隔の決定に注意が必要。）。

(3) 層化無作為抽出法

- ・ 母集団が非常に大きく、地理的に分散している場合等、比較的均質な集団ごとに階層化し、階層ごとにサンプルを無作為に抽出する方法
- ・ 母集団数に対する各階層の成員数の比率をサンプル数に割り当てて、各階層のサンプル数を決定する等により、単純無作為抽出法よりも各階層の特性を踏まえたより正確な推計ができる場合がある。

(4) 多段抽出法

- ・ 母集団をいくつかの階層に分け、その中から対象となるグループを無作為に抽出し、さらにその抽出されたグループから無作為にサンプルを抽出する方法である。例えば、複数のビルに複数の高効率空調設備を導入する場合、これらのビルの中からサンプルとなるビルを抽出し、そのビルに導入される高効率空調設備から計測対象のサンプルを選ぶといったもの
- ・ 同様の手続により、更に複数段階の絞り込みを行う場合もある。
- ・ 一方、多段階にわたって抽出作業を行うため、各段階での抽出ごとに標本誤差が入ることが避けられない。このため、精度を確保するためには段階を増やすことでより多くのサンプル数を確保することが必要となる。

(5) 集落抽出法

- ・ 多段階抽出法と同様に、母集団をいくつかの階層に分け、その中から対象となるグループを無作為に抽出したうえで、抽出した階層内では全数計測を実施する方法

＜収集したデータの分析における外れ値の取り扱いに関する説明＞

サンプリング計画の策定においては、データ収集・管理・分析方法の中で、外れ値の取り扱いについても定めることが望ましい。外れ値の候補の特定は、標準偏差や箱ひげ図を用いる等定量的な方法※で実施すること。発見した外れ値については、異常値かどうかを確認し、異常値だと確認できた場合にのみ修正又は除外すること。ただし、保守性の観点から、排出削減量が少なくなるように外れ値を除外することは妨げない。

(用語の説明)

外れ値：サンプリング調査で収集したモニタリング結果において、分布から著しく離れたモニタリング値。以下の異常値以外に、希少な事象等も含む。

異常値：誤記、機器の故障、不正行為等により他のデータから逸脱したモニタリング値。

※ (手順の例)

標準偏差 (σ) : (サンプリングデータが正規分布に近い前提で) 平均から 2σ 以上乖離した値を外れ値の候補として特定する

箱ひげ図：データの分布を四分位数で表し、第 1/第 3 四分位数から四分位範囲の 1.5 倍以上乖離した値を外れ値の候補として特定する

＜認証申請期間における活動量をモニタリングするのが難しい場合の対応方法の例＞

サンプリングにおいては、認証申請期間における活動量をモニタリングすることが望ましいが、機器稼働開始からの累積の活動量しかモニタリングできず、認証申請期間における活動量を切り出すのが難しい場合がある。こういった場合への対応としては、以下の方法が挙げられる。

(1) 調査対象を固定する方法

- ・ 認証申請の都度サンプリングを行うのではなく、会員の入会時点でサンプリングの調査対象を決定し固定する方法。これにより、調査対象の会員については継続的なモニタリングが実施されることになるので、認証申請期間における活動量のモニタリングが可能になると期待される。
- ・ 調査対象の会員はサンプル抽出法で例示されている方法を用いて決定するが、会員を追加した場合の取り扱いについても予め定めておくことが望ましい。

(2) プロジェクト全体で積算値の差分を取る方法

- ・ サンプリング結果に基づき、プロジェクトの開始から当該認証申請期間の終了日までの総活動量を計算し、そこから既に認証実績が存在する場合には当該活動量を差引く方法。

【森林分野の方法論に基づくプロジェクトの計画を行う場合のみ参照】

森林分野においてプログラム型プロジェクトの登録を認めている方法論に基づくプロジェクトのプログラム型運営・管理者は、プロジェクト計画書に加え、方法論付記が定めるプロジェクト登録申請時の義務を各会員が入会申込時に満たすことを確保する方策について具体的に示した必要書類を、併せて作成しなければならない。また、プロジェクト実施地において会員以外の各種権利保有者がいる場合は、「森林管理プロジェクトにおけるプロジェクト対象地に関する永続性確認覚書」を、併せて作成しなければならない。

詳細は、方法論付記を参照。

【MRV 支援システムを利用する場合のみ参照】

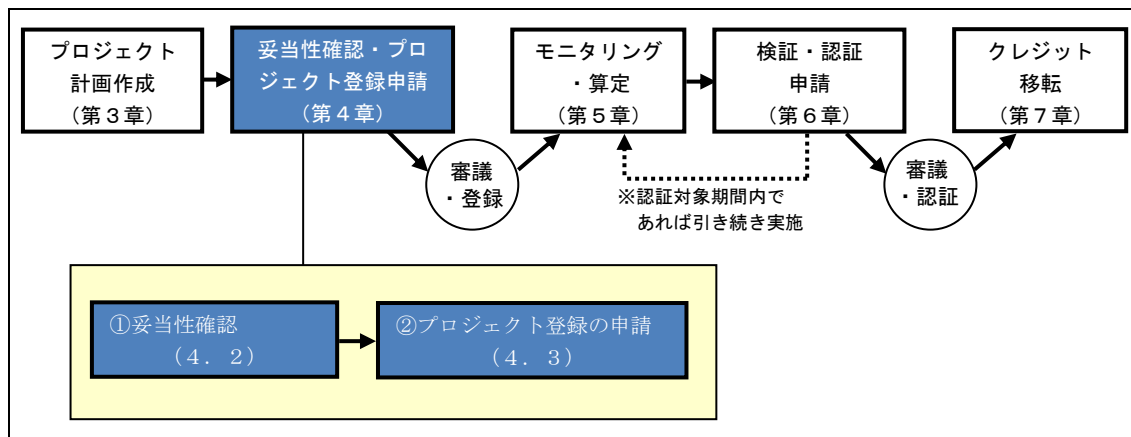
MRV 支援システムを利用するプログラム型運営・管理者は、通常のプロジェクト計画書の作成の手順（本節において前述）に加え、プロジェクト計画書の所定の欄にて利用を予定する MRV 支援システムを指定しなければならない。

第4章 プログラム型プロジェクトの登録に係る要求事項及び手続

4.1 必要な手続

プログラム型運営・管理者が、プロジェクト登録の申請をする上で必要な手続及びフローは以下のとおり。

<手続及びフロー>



4.2 妥当性確認

プログラム型運営・管理者は、作成したプロジェクト計画書が、「実施要綱」、「本実施規程」、「方法論」及び「モニタリング・算定規程」に定める要件を満たしていることを証明するため、妥当性確認機関による妥当性確認を受けなければならない。

妥当性確認を受けるに当たっては、以下の手続を実施する必要がある。

4.2.1 妥当性確認機関の選定

プログラム型運営・管理者は妥当性確認機関を選定しなければならない。

(1) 妥当性確認機関を選定

妥当性確認機関は、ISO 14065:2020 認定を取得もしくは申請中（新規及び分野拡大）の認定分野に対応する方法論に基づくプロジェクトのみ妥当性確認を行うことができる。従って、各機関が取得した認定分野を確認することが重要である。各機関が認定を取得もしくは申請中（新規及び分野拡大）の認定分野及び各機関の連絡先を含めた妥当性確認機関の一覧については、J-クレジット制度ホームページの審査機関一覧を参照のこと。また、妥当性確認は、プログラム型運営・管理者及び会員から独立した第三者である妥当性確認機関によって実施されなければならないため、妥当性確認機関との契約を行う前に、利害関係の有無について妥当性確認機関から確認される場合もある。

4.2.2 妥当性確認機関との契約締結

プログラム型運営・管理者は、妥当性確認機関と妥当性確認のための契約を締結しなければならない。プログラム型運営・管理者が複数存在する場合は、そのうち一者を代表者とし、当該代表者が契約を締結しなければならない。なお、当該代表者は日本国内の法律の規定により成立した法人でなければならない（ただし、実施規程（プロジェクト実施者向け）Ver.10.1 の有効期限以前に初回の妥当性確認を申請したものについては、この限りではない）。

（１）契約を締結

契約の締結に当たっては、以下の 5 つについて合意する必要がある。それぞれの内容については、妥当性確認機関から説明を受けること。

- 目的
- 基準
- 適用範囲
- 保証水準
- 重要性

また、事業採算性に関する情報など機微な情報の提供を求められる場合もあるため、守秘義務についても合意しておくことが望ましい。なお、妥当性確認機関は、妥当性確認を効率的に行うため、契約を締結する前にプロジェクトの内容やプロジェクトの実施環境を確認するとともに、モニタリング体制及びモニタリング方法並びに排出削減・除去・吸収量の算定体制及び算定方法を含むデータ処理過程などを確認することがある。これらに関連する情報提供を求められた場合には、適切に対応すること。

4.2.3 妥当性確認機関への情報提供

妥当性確認を受けるに当たって、プログラム型運営・管理者は、プロジェクト計画書を妥当性確認機関に提出しなければならない。その他、プロジェクト計画書に記載した内容に関する根拠資料や関連情報等について、妥当性確認機関からの要求に応じて情報提供をしなければならない。

（１）妥当性確認の受審

妥当性確認においては、プロジェクト計画書の記載内容と実態が一致していること、及び「実施要綱」、「本実施規程」、「方法論」、「モニタリング・算定規程」に定められた要件への適合について確認される。そのため、これらに関連する情報の提供を求められた場合には適切に対応すること。

①実施規程（プログラム型プロジェクト用）への適合の確認

- i) プロジェクトが満たすべき要件

ii) データの管理

②方法論への適合の確認

i) 適用条件

ii) 排出・除去・吸収活動

iii) ベースラインの特定、ベースライン排出・除去・吸収量及びプロジェクト実施後排出・除去・吸収量

③モニタリング・算定規程への適合の確認

i) 活動量のモニタリングについて分類 B が適用されている場合の計量器等

ii) 活動量のモニタリングについて分類 C が適用されている場合の保守性

4.3 プロジェクト登録の申請

プログラム型運営・管理者は、プロジェクト登録の申請を行う際には、所定の様式に従ってプロジェクト登録の申請に必要な申請書類を作成するとともに、その他必要な書類を準備し、制度管理者に提出しなければならない。

<作成が必要な書類>

① プロジェクト計画書（妥当性確認機関が最終的に適合と判断したもの）

② 誓約書

③ プロジェクト登録申請書

<準備が必要な書類>

④ 妥当性確認報告書

(1) 妥当性確認報告書

妥当性確認報告書は、妥当性確認機関より受領すること。

なお、妥当性確認報告書を制度管理者に提出した後に、妥当性確認報告書に修正が生じた場合、妥当性確認機関から修正後の妥当性確認報告書を受け取り、速やかに制度管理者に差し替えを依頼すること。

(2) 制度管理者への提出

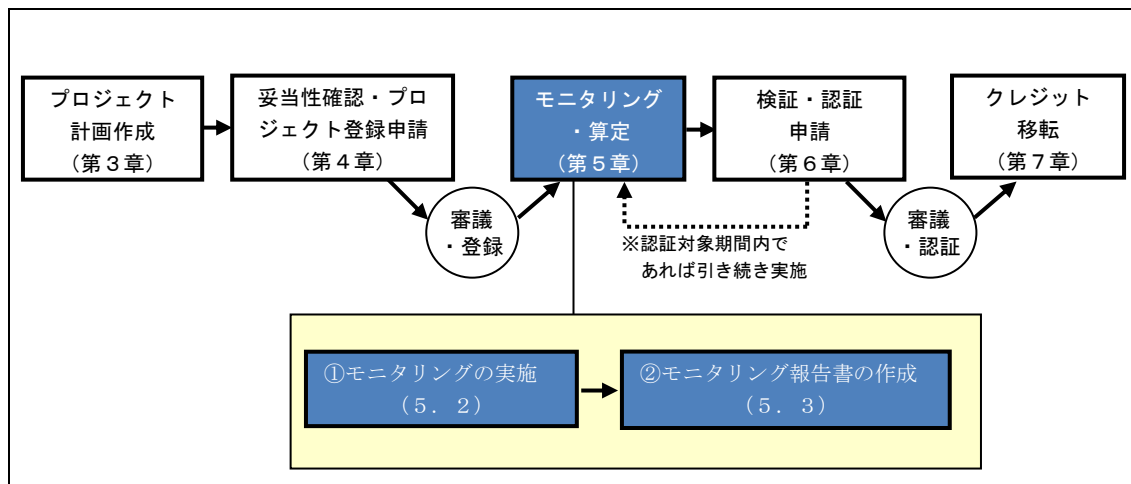
制度管理者による受付時や委員会での審議の結果、内容の不備等が発見された場合は、制度管理者より修正の連絡があるので、適切に対応すること。また、妥当性確認結果に関するものについて修正が求められる場合は、原則、プログラム型運営・管理者から妥当性確認機関へ連絡すること。

第5章 モニタリングに係る要求事項及び手続

5.1 必要な手続

プログラム型運営・管理者が、モニタリングを実施する上で必要な手続及びフローは、以下のとおり。

<手続及びフロー>



5.2 モニタリングの実施

プログラム型運営・管理者は、プロジェクト計画書に従って、モニタリングを実施しなければならない。

モニタリング方法についてプロジェクト計画書からの変更が生じた場合は、計画変更に関する手続を実施しなければならない。計画変更の手続については、本実施規程 6.5 を参照すること。

5.3 モニタリング報告書及び個別活動実績報告リストの作成

プログラム型運営・管理者は、実施したモニタリングの結果について、制度管理者が指定する様式に従ってモニタリング報告書及び個別活動実績報告リストを作成しなければならない。また、登録簿での利用可能な様式が変更された場合や最新の様式に改めるように制度管理者から求められた場合には、プログラム型運営・管理者は適切な様式を用いて作成しなければならない。

(1) モニタリング報告書の作成

モニタリング報告書の作成において重要となるのは、登録されたプロジェクト計画書どおりに個別活動が実施されたものかどうかを確認すること、及びプロジェクト計画書に基づいて排出削減・除去・吸収量の算定をすることである。後者に係る具体的手順等を以下に

示す。

① モニタリングデータの確認

- i) 排出削減・除去・吸収量の算定に必要な実測データ等が、プロジェクト計画書どおりにモニタリングされたものかどうか確認する。
- ii) 制度のデフォルト値を利用する場合は、年度ごと等に値が変更されるものもあるため、方法論やモニタリング・算定規程を確認し、適切なデフォルト値が使われていることを確認する。

② 排出削減・除去・吸収量の算定

- i) プロジェクト計画書作成時の方法論の算定式に従い、排出削減・除去・吸収量を算定する。
- ii) 算定過程における小数点の取扱いに関し、排出削減・除去量についてはモニタリング・算定規程（排出削減・除去プロジェクト用）の 2.7 に、吸収量についてはモニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）の 2.11 に従う。

モニタリングにおいてサンプリング手法を適用する場合は、プロジェクト計画書に記載したサンプリング計画に従ってサンプリングを実施し、モニタリング報告書に記載しなければならない。

(2) 個別活動実績報告リストの作成

個別活動実績報告リストには、モニタリング報告の対象となる全ての個別活動について、登録されたプロジェクト計画書に基づいて排出削減・除去・吸収量を算定した結果、及び本実施規程 2.2.10 の②に記載された個別活動が満たすべき要件を全て満たしていることを、記載することが必要である。

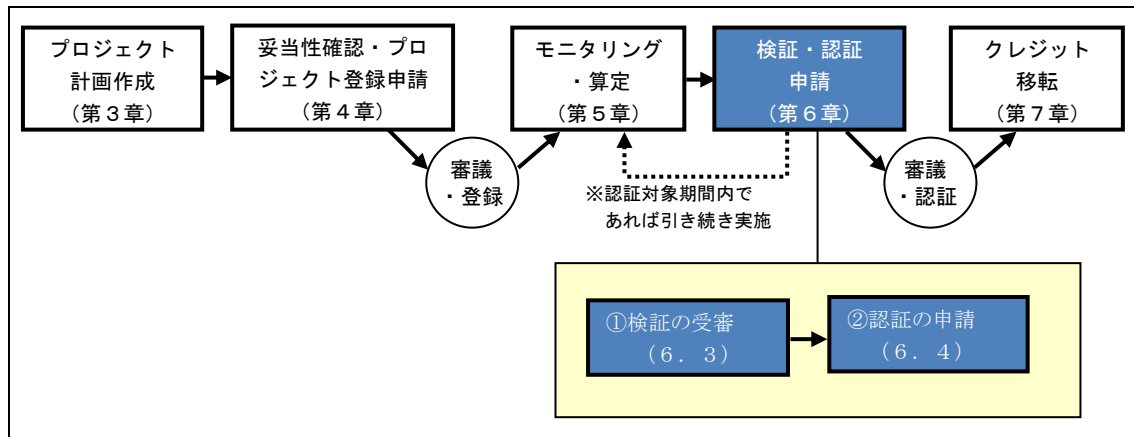
個別活動実績報告リストの作成にあたって、方法論の付記に指示や注意事項が記載されている場合は、それに従うこと。

第6章 認証に係る要求事項及び手続

6.1 必要な手続

プログラム型運営・管理者が、排出削減・除去・吸収量の認証申請をする上で必要な手続及びフローは、以下のとおり。

<手続及びフロー>



6.2 認証の要件

本制度に基づきプログラム型プロジェクトにおいて認証される排出削減・除去・吸収量は、実施要綱 3.1.8 の規定に準じる以下の要件を満たさなければならない。

- ① 個別活動を実施した結果生じていること
- ② 排出削減・除去・吸収量が、プロジェクト計画書に従って算定されていること
- ③ 検証機関による検証を受けていること
- ④ ②の排出削減・除去・吸収量を算定し認証を申請する期間が、実施要綱 1.6 で規定する個別活動ごとの認証対象期間の終了日を超えないこと
- ⑤ ④の認証を申請する期間は、実施要綱 1.6 で規定する認証対象期間の開始日から申請する期間の終了日まで、認証を申請しない期間や過去の認証を申請した期間と重複している期間がないよう設定すること
- ⑥ 類似制度又は本制度において同一内容の活動が登録や排出削減・除去・吸収量の認証を受けていないこと
- ⑦ その他制度の定める事項に合致していること

※ プログラム型プロジェクトにおいて、2つ以上の方法論を組み合わせている場合、認証申請を行う期間は統一しなければならない。

6.2.1 類似制度又は本制度において同一内容の活動が登録や排出削減・除去・吸収量の認証を受けていないこと

他の類似制度又は本制度で登録されているのと同じ内容の排出削減・除去・吸収活動や、他の類似制度又は本制度で認証を受けた排出削減・除去・吸収量については、本制度の認証を受けることはできない。本制度において個別活動の排出削減・除去・吸収量の認証はプログラム型プロジェクト単位で行われ、そのように認証を受けた期間は全ての個別活動において認証済みとなる。

(1) 他の類似制度

他の類似制度としては、例えば、以下があげられる。

- グリーン電力証書
- グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度
- 地方公共団体が実施する CO₂ 排出削減・吸収量認証制度

6.3 検証

プログラム型運営・管理者は、プロジェクト計画書どおりにモニタリングが実施されており、「実施要綱」、「本実施規程」、「方法論」及び「モニタリング・算定規程」に基づいてモニタリング報告書に必要な情報を網羅していることを証明するため、検証機関による検証を受けなければならない。

なお、プログラム型運営・管理者が MRV 支援システムによるモニタリング報告書・認証申請書・個別活動実績報告リストの作成や、審査機関の検証実施のための情報提供・一部検証報告書項目の入力に対する支援を希望する場合には、MRV 支援システム運営者への依頼と、プロジェクト計画書での MRV 支援システムの利用申請が必要となる。

また、MRV 支援システムの利用が可能な方法論は以下とする。

- ・ EN-R-002 太陽光発電設備の導入

検証を受けるに当たっては、以下の手続を実施する必要がある。

6.3.1 検証機関の選定

プログラム型運営・管理者は、検証機関を選定しなければならない。

(1) 検証機関を選定

検証機関は、ISO 14065:2020 認定を取得もしくは申請中（新規及び分野拡大）の認定分野に対応する方法論に基づくプロジェクトのみ検証を行うことができる。従って、各機関が認定を取得した認定分野を確認することが重要である。各機関が認定を取得もしくは申

請中（新規及び分野拡大）の認定分野及び連絡先を含めた検証機関の一覧については、J-クレジット制度ホームページの審査機関一覧を参照のこと。

また、妥当性確認機関と同一の機関を選定し、当該機関による検証を受けてもよい。

なお、利害関係の有無の確認内容等については、本実施規程 4.2.1 を参照のこと（妥当性確認機関を検証機関と読み換える）。

6.3.2 検証機関との契約締結

プログラム型運営・管理者は、検証機関を選定した後に、検証のための契約を締結しなければならない。プログラム型運営・管理者が複数存在する場合は、そのうち一者を代表者とし、当該代表者が契約を締結しなければならない。なお、当該代表者は日本国内の法律の規定により成立した法人でなければならない（ただし、実施規程（プロジェクト実施者向け）Ver.10.1 の有効期限以前に初回の妥当性確認を申請したものはこの限りではない）。

（1）契約を締結

契約の締結に当たって留意することが望ましい事項については、本実施規程 4.2.2 を参照のこと（妥当性確認機関を検証機関と読み換える）。なお、妥当性確認機関との契約締結において、検証まで含めた契約を締結している場合においては、再契約は不要である。

なお、検証機関は、検証を効率的に実施するため、契約を締結する前にプロジェクトの内容やプロジェクトの実施環境を確認するとともに、モニタリング体制及びモニタリング方法並びに排出削減量の算定体制及び算定方法を含むデータ処理過程などを確認する場合がある。これらに関連する情報提供が求められた場合には、適切に対応すること。

6.3.3 検証機関への情報提供

検証を受けるに当たって、プログラム型運営・管理者は、モニタリング報告書、登録されたプロジェクト計画書及び妥当性確認報告書を検証機関に提出しなければならない。その他、モニタリング報告書（必要に応じてプロジェクト計画書）に記載した内容に関する根拠資料や関連情報等について、検証機関からの要求に応じて情報提供をしなければならない。また、計画変更を伴う場合は、本実施規程 6.5 の手続に従うこと。

（1）検証

検証においては、登録済みのプロジェクト計画書どおりにモニタリングが行われていること、モニタリング報告書の記載内容とプロジェクトの実施状況が一致していること及び「実施要綱」、「本実施規程」、「方法論」及び「モニタリング・算定規程」に定められた要件への適合について確認される。また、ベースライン排出・除去・吸収量、プロジェクト実施後排出・除去・吸収量及び排出削減・除去・吸収量がモニタリング・算定規程の規定どおり正しく算定されているかについても確認される。その他、以下のような点についても確認

されるため、これらに関連する情報の提供が求められた場合には適切に対応すること。

①プロジェクト計画書からの変更の有無の確認

②モニタリング項目、算定の確認

i) 活動量

ii) 単位発熱量、排出係数

iii) 算定式

③排出削減・除去・吸収量以外の情報の確認

i) 様式

ii) 記入漏れ

iii) 省エネルギー量

⑤ データ管理の確認

⑤二重認証の有無の確認

6.4 認証の申請

プログラム型運営・管理者は、認証の申請に当たって、所定の様式に従って認証申請に必要な申請書類を作成するとともに、その他必要な書類を準備し、制度管理者に提出しなければならない。

また、認証の申請時には、認証後に J-クレジットを発行する口座の所有者及び口座番号を制度管理者に報告すること。

なお、方法論で別途定める場合を除き、個別活動ごとの認証対象期間の終了日から 1 年を経過した日以降に、当該個別活動に係る認証を申請することはできない。

<作成が必要なもの>

① モニタリング報告書（検証機関が最終的に適合と判断したもの）

② （プログラム型プロジェクトの場合）個別活動実績報告リスト

③ 認証申請書

<準備が必要なもの>

④ 検証報告書

(1) 検証報告書

検証報告書は、検証機関から受領すること。

なお、検証報告書を制度管理者に提出した後に、検証報告書に修正が生じた場合、検証機関から修正後の検証報告書を受け取り、速やかに制度管理者に差し替えを依頼すること。

6.5 登録情報の変更又は計画変更を伴う場合

登録済みのプロジェクト計画書の内容について変更が生じた場合、プログラム型運営・管理者は、以下に示すいずれかの手続を行う必要がある。

なお、登録済みのプロジェクト計画書に記載された方法に沿って適切にモニタリングし

た値で、下記のいずれかに該当する値がプロジェクト計画書の記載と異なる場合は、プロジェクト計画書の内容の変更に該当しない。

- 対象期間での累計をモニタリングする活動量
- 検証時に最新の値や認証申請の前年（度）に公表された値をモニタリングする係数
基本文書の改定に伴う記述の変更のうち、下記のいずれかに該当する制度管理者が手続不要であると判断した事項に関しては、プロジェクト計画書の内容の変更に該当しない。
- 実施規程（プロジェクト実施者向け）Ver.10.1 までに定められていたプログラム型プロジェクトの共通する属性の廃止に伴う変更

他方、下記のいずれかに該当する値がプロジェクト計画書の記載と異なる場合は、プロジェクト計画書の内容の変更に該当する。

- プロジェクト登録時に設定される値であって、認証対象期間を通じて同じ値を使い続ける活動量や係数（例えば、設備性能のカタログ値等）
- モニタリングが初回検証申請時までの 1 回のみとされる値であって、認証対象期間を通じて同じ値を使い続ける活動量や係数（例えば、森林の施業面積や地位等）
- 森林管理プロジェクトにおけるプロジェクト実施地の追加又は削除、施業の実施箇所や実施時期の調整・変更

6.5.1 登録情報の変更が生じた場合

以下に該当する登録情報の変更に関しては、登録情報の変更届を制度管理者に提出しなければならない。制度管理者が内容を確認したことをもって、登録情報の変更がなされたものとする。なお、登録情報の変更届の提出は認証申請時（又は検証時）を原則とするが、特段の事情に応じて認証申請時（又は検証時）以外のタイミング（ただし認証申請することができる期間内。以下同様）での提出を認めるものとする。

- プログラム型運営・管理者に関する情報（代表者の役職、氏名、及び担当者の所属、氏名、連絡先）

6.5.2 形式的な計画変更が生じた場合

以下に該当する形式的な計画変更に関しては、認証申請時に本実施規程 6.4 に定める提出物に加えて、プロジェクト計画変更届を制度管理者に提出しなければならない。なお、プロジェクト計画変更届の提出は認証申請時を原則とするが、特段の事情に応じて認証申請時以外のタイミングでの提出を認めるものとする。制度管理者は、変更内容について認証委員会に報告するものとする。認証委員会への報告をもって、プロジェクト計画の変更がなされたものとする。

- プログラム型運営・管理者の社名や本社所在地の変更（特定した排出源の変更等を伴いプロジェクトの実態に影響を与えるものを除く）
- クレジット取得予定者の変更

- プログラム型プロジェクトにおける認証対象期間の延長（実施要綱 1.6 の規定に基づくもの。個別活動ではなくプロジェクト全体の認証対象期間の延長を指す）

なお、特段の事情により認証申請以外のタイミングで形式的な変更について制度管理者にプロジェクト計画変更届を提出した場合は、プログラム型運営・管理者は、検証の際に検証機関にその旨報告しなければならない。

6.5.3 形式的な変更以外の計画変更が生じた場合

形式的な変更以外の計画変更が生じた場合、プログラム型運営・管理者は、検証時に本実施規程 6.3.3 に定める提出物に加えて、プロジェクト計画変更届を検証機関に提出し、その内容も含めて検証を受けなければならない。なお、プロジェクト計画変更届の提出は検証時を原則とするが、特段の事情に応じて検証時以外のタイミング（但し認証申請することができる期間内）での提出を認めるものとする。

検証の結果、検証機関が改めて妥当性確認が必要であると判断した場合は、計画変更届の内容について再妥当性確認を経て、制度管理者にプロジェクト計画変更届を提出し、プロジェクト再登録を含めた計画変更の申請を行わなければならない。

検証の結果、検証機関が妥当性確認は不要であると判断した場合は、制度管理者にプロジェクト計画変更届及び検証機関が作成する当該判断の証拠となる文書を提出し、計画変更の申請を行わなければならない。

制度管理者が申請内容を認証委員会に報告し、認証委員会において計画変更に関する審議が行われ、内容が受理されたことをもって、プロジェクト計画の変更がなされたものとする。また、形式的な変更以外の計画変更が生じたにも関わらず、プロジェクト計画変更届を提出せずに認証の申請を行ってはならない。

（１）再妥当性確認及びプロジェクト再登録申請

再妥当性確認については、原則、検証機関による検証とあわせて受けるものとするが、特段の事情に応じて検証時以外のタイミングで受けられるものとする。また、プロジェクト再登録の申請については、認証の申請とあわせて実施することができる。手続については、通常の妥当性確認及びプロジェクト登録の申請に準じたものとなる。

＜再妥当性確認が必要な場合の例＞

- 追加性の有無の判断に影響を及ぼすような計画の変更
- 持続可能性の確保に係る環境社会配慮の実施内容に影響を及ぼすような計画の変更
- 方法論の適用条件を満たしているか否かの判断に影響を及ぼすような計画の変更
- 排出削減・除去・吸収量の増加につながるような計画の変更
- ベースライン再設定による個別活動ごとの認証対象期間の延長
 - ただし、再生可能エネルギー分野の方法論に基づき、再生可能エネルギー発電設

備を導入する個別活動を取りまとめるプロジェクトについては、再妥当性確認を不要とする。

＜再妥当性確認が不要な場合の例＞

- 方法論で認められている他のモニタリング方法への変更
- 要求頻度ではないモニタリング頻度の変更
- 追加性評価に影響を及ぼさない設備仕様の変更
- ベースライン再設定による個別活動ごとの認証対象期間の延長
 - ただし、再生可能エネルギー分野の方法論に基づき、再生可能エネルギー発電設備を導入する個別活動を取りまとめるプロジェクトに限る。

なお、方法論で認められているほかのモニタリング方法への変更とは、例えば、電力使用量[kWh]を定格消費電力[kW]×設備使用時間[h]によりモニタリングしていたもの（分類 C）を、計量法の検定を受けた電力量計（特定計量器）によるモニタリング（分類 B）へ変更した場合が該当する。

【森林分野の方法論に基づくプロジェクトを実施する場合のみ参照】

＜再妥当性確認が不要な場合の例＞

- ① モニタリングプロットの単純増加又は位置変更
- ② モニタリングプロットを設置するモニタリングエリアの変更
- ③ 森林経営計画、又は市町村森林整備計画に適合した森林施業の方針を属地ごとに示した任意の計画の範囲内で施業の実施箇所や実施時期の調整を行い、認証対象期間中の吸収量に変化しない場合
- ④ モニタリング結果としての地位・樹種・林齢の変更に伴う、各種係数・成長量を変更する場合
- ⑤ 主伐の計画が取り止め（又は認証対象期間終了後へ延期）となる場合

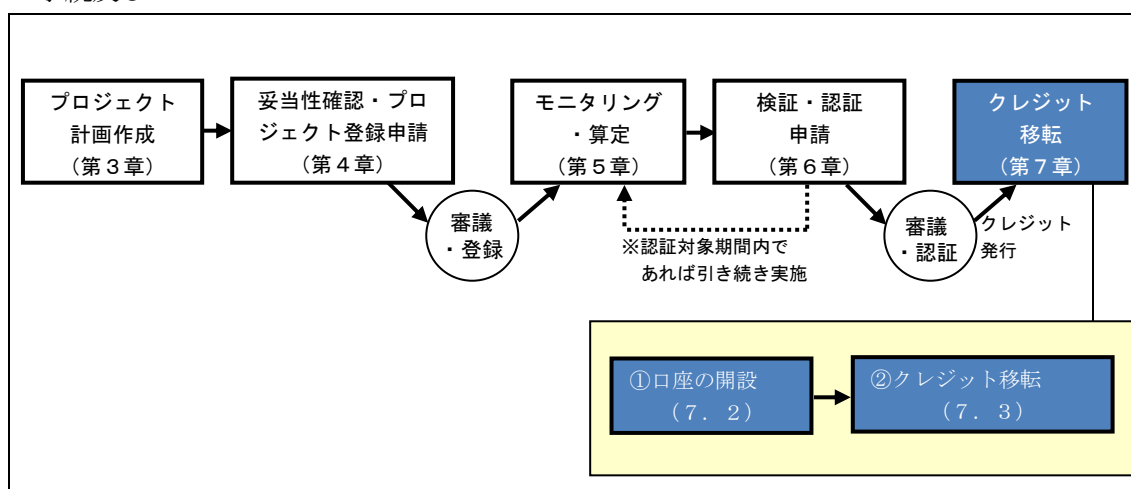
第7章 クレジットの移転に係る要求事項及び手続

本章は、プログラム型運営・管理者又は会員自らがクレジットを取得し、その後、移転を行う場合のみ適用される。

7.1 必要な手続

プログラム型運営・管理者又は会員が、クレジットの移転申請をする上で必要な手続及びフローは以下のとおり。

<手続及びフロー>



7.2 口座の開設

プログラム型運営・管理者又は会員は、認証申請時まで、登録簿規程に従ってJークレジット登録簿口座開設の申請を行い、口座を開設しておかなければならない。

7.3 クレジット移転

プログラム型運営・管理者又は会員は、自らの口座に保有するクレジットを他の者に移転する場合は、登録簿規程に従って、登録簿上で手続を行う。

なお、プログラム型運営・管理者又は会員が、自らの創出したクレジットを他者のために代理で無効化を実施する場合には、登録簿規程に従って、登録簿上で手続を行う。

第8章 森林分野の方法論に基づくプロジェクトに係る特別措置

森林分野においてプログラム型プロジェクトの登録を認めている方法論に基づくプロジェクトを実施する場合、適用した方法論のバージョンに関わらず、方法論の付記における下記規定については、最新バージョンの内容に従うこと。ただし、実施要綱 4.3.1 で定める基本文書の改定に伴う経過措置により、適用可能なバージョンが並存する場合は、両バージョンのいずれかとする。

- ・ 持続性担保措置等に係る個別活動における義務
- ・ 収用などの避けがたい土地転用及び自然攪乱等への対処
- ・ 個別活動の認証対象期間の設定

施行日

本文書は 2025 年 2 月 14 日から施行する。

改定履歴

Ver	制定／改定日	有効期限	内容
1.0	2025.2.14	2025.2.24	新規制定
1.1	2025.2.25	2025.6.25	2.2.5 追加性を有すること 一般慣行障壁の有無による追加性評価に係る記述を、方法論が別途定める評価方法に従うという記述に改め、一般慣行障壁による評価は廃止。 2.5 クレジットの二重認証及び環境価値の二重主張の禁止 二重主張の禁止に係る記述を追加。 5.3 モニタリング報告書及び個別活動実績報告リストの作成 個別活動実績報告リストの作成にあたっては方法論付記の指示や注意事項に従う旨を追記。 6.2 認証の要件 2 つ以上の方法論を組み合わせているプログラム型プロジェクトでも認証申請期間は統一する旨を注記。 6.5 登録情報の変更又は計画変更を伴う場合 基本文書の改定に伴う記述の変更のうち制度

			管理者が手続き不要と判断した事項を追加。計画変更に該当する事項として、森林管理プロジェクトの施業内容の変更に関する事項を追加。 6.5.3 形式的な変更以外の計画変更が生じた場合 再妥当性確認が不要であると判断された場合に、当該判断の証跡となる文書を認証委員会に報告する規定を追加。森林管理プロジェクトにおいて、再妥当性確認が不要な場合の例に関する規定を追加。
1.2	2025.6.26	2025.10.9	2.2.5 追加性を有すること 地方公共団体等が排出削減・除去・吸収活動の実施や導入を義務化している場合に係る記述に、建築物に関する内容を加筆。 6.2.1 類似制度又は本制度において同一内容の活動が登録や排出削減・除去・吸収量の認証を受けていないこと 認証を申請する期間の設定について明記。 プログラム型プロジェクト単位で認証を受けた期間は全ての個別活動において認証済みとなる旨を追記。
1.3	2025.10.10	2026.2.19	2.2.6 方法論に基づいて実施されること 「個別活動は、登録されたプログラム型プロジェクト計画書が適用しているバージョンの方法論に基づくこと」の例外として、「認証対象期間が適用されない方法論に基づくプロジェクトの認証申請期限について」を追加。 2.2.10 その他プログラム型プロジェクトに求められる追加的要件を満たしていること 「方法論、及び主要排出量の算定に用いる活動量のモニタリング項目が共通であること」の要件を明確化。 6.4 認証の申請 認証の申請期限に係る規定に「方法論で別途定める場合を除き」という文言を追加。
1.4	2026.2.20	2026.3.3	2.2.6 方法論に基づいて実施されること

			「個別活動は、登録されたプログラム型プロジェクト計画書が適用しているバージョンの方法論に基づくこと」の例外として、「法令等を踏まえてベースラインが厳格化された場合について」を追加。 2.2.10 その他プログラム型プロジェクトに求められる追加的要件を満たしていること プロジェクト実施者の代表の法人要件に対する遡及の条件を修正。 「低炭素社会実行計画」を「経団連カーボンニュートラル行動計画」に修正。 3.3.3 サンプルング計画 「収集したデータの分析における外れ値の取り扱いに関する説明」を追加。 4.2.2 妥当性確認機関との契約締結 6.3.2 検証機関との契約締結 プロジェクト実施者の代表の法人要件に対する遡及の条件を修正。 6.5.1 登録情報の変更が生じた場合 登録情報の変更について手続き並びに提出しなければならない書類名を修正。 6.5.2 形式的な計画変更が生じた場合 形式的な計画に該当する場合として本社所在地の変更を追加。 6.5.3 形式的な変更以外の計画変更が生じた場合 再妥当性確認時に提出が必要な書類を修正。
1.5	2026.3.4	2026.11.xx	2.2.3 認証対象期間に関する実施要綱 1.6 の規定に合致していること 「系統電力の代替を行う方法論」「二酸化炭素の回収及び貯留・固定化を行う方法論」に係る記述を修正。 2.2.5 追加性を有すること 「設備の導入を伴う個別活動」に係る記述を修正。「設備の導入を伴わない個別活動」に係る記述に加筆。解説を一箇所に集約。

1.6	2026.11.xx	—	2.2.5 追加性を有すること 地方公共団体等が排出削減・除去・吸収活動の実施や導入を義務化している場合に係る記述を改定。 2.2.6 方法論に基づいて実施されること 「最新のバージョンの方法論」を「適用可能なバージョンの方法論」に修正。 2.2.10 その他プログラム型プロジェクトに求められる追加的要件を満たしていること 方法論（の組み合わせ）が共通でない個別活動も取りまとめることができる場合「D」を追加。 第8章 森林管理プロジェクトに係る特別措置 ただし書きを追加。
-----	------------	---	--